



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'05/4

No. 104



熊谷駅東地区第1種市街地再開発事業（ティアラ21）
写真－熊谷市提供

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

熊谷駅地区市街地再開発（ティアラ21、熊谷駅東口駅前広場）

駅前広場や道路のインフラ整備と同時に、土地の高度利用により中心市街地の交流空間を創造することで、熊谷駅の新たなシンボルとなった。中心市街地の活性化、業務核都市としての施設、将来の広域都市圏に対応した市民サービス機能の充実が期待されている。

◆ 巻頭言	埼玉県建設業協会	2
◆ 行政情報		
1.	平成17年度埼玉県当初予算概要と主要施策について	3
2.	埼玉県生活排水処理施設整備構想について	8
3.	さいたま市の水道事業長期構想策定について	12
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その101	
	—熊谷市—	18
◆ 連合会の動き		
1.	建設業適正取引に関する講習会開催	24
2.	理事会・委員会報告	25
◆ 連載	埼玉が生んだ著名人物伝（その28）	
	— 柿原 萬蔵 —	27
◆ 告知板		
1.	関東地方整備局 コスト構造改革プログラムを策定	32
2.	建設業法関係告示の一部が改正	37
3.	労働安全衛生法などの一部を改正する法律案の概要について	39
4.	県企業局の工業団地について	40
5.	2004 彩の国さいたま景観賞受賞作品の紹介	41
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	45
◆ 連合会日誌		47
	(財)建設物価調査会案内広告	

岐路に立つ建設産業



関根 宏

昨年、国内では、地震、台風などにより、大きな災害が発生し、社会資本整備が磐石ではないことを思い知らされました。一方国外では、スマトラ沖で大地震が発生、その数分後、大津波が、次々と沿岸各国を襲い、十数万人におよぶ犠牲者を出す歴史的な大惨事となったことは、皆様、ご存じのとおりであります。

津波襲来に、逃げ惑う様子が、テレビなどを通じ、生々しく伝えられましたが、その時、特に気になったのは、津波がすぐそこまでやってくるのに、その危険を察知せず、飲み込まれてしまった多くの人達のことでありました。

今、この建設業界において、同じような事が起きているのではないのでしょうか。

建設投資の急激な縮小、それに追いつかない過剰供給構造、そして追い打ちをかけるように規制緩和や入札契約、企業会計など制度改革が急速に進展、再生・再編、新分野進出といった経営革新への取り組みも強く求められ、変わらなければ生き残れない企業存亡の危機に直面、本格的な淘汰の大津波が迫っているのに、動けない状況がまさにそれに当たるのではないのでしょうか。

近年、公共工事不要論・悪玉論等の報道がなされ、建設業、公共工事全体に対するイメージを大きく悪化させる要因となっており、公共工事の減少から受注競争が激化し、ダンピングが横行するなど、下請、資材購入へのしわ寄せや品質への影響が懸念されるところであります。

こうした環境下で、私たちは何をなすべきかが強く問われています。

建設産業の各分野では、再生・再編・新分野進出などの経営革新をはじめ、コスト管理能力の強化、生産性の向上、資材購入の合理化など、企業体質の強化に向けた取り組みが進められております。

一方、国においても、農業、環境、福祉、建設関連など建設業の新分野進出を後押しする支援策をまとめており、こうした支援策を有効に活用し経営革新を図るのも、活路を見出す一つの方法と考えます。

今、私たちは、本業に特化してこの厳しい環境を生き抜いていくのか、それとも、新分野進出や業種転換など、新たな事業を展開していくのか、建設企業は重大な岐路に立たされております。

このような時こそ、私達建産連傘下の各団体が、一致団結して経営革新に取り組むとともに、適正な元請下請関係の再構築に努めていく必要があると考えます。

行政情報

1

埼玉県17年度当初予算案

公共事業費は29億円のダウン

一般会計 1兆6336億円 (3.3%減)

県の17年度当初予算(案)一般会計総額は、前年度当初比3.3%減の1兆6366億4700万円、特別会計と企業会計を含む総額は2兆963億5632万円で同2.2%減となった。これに占める投資的経費は前年度比12%減の1871億2469万円で、直轄・国庫・県単を合わせた公共事業費は約29億円の減となった。

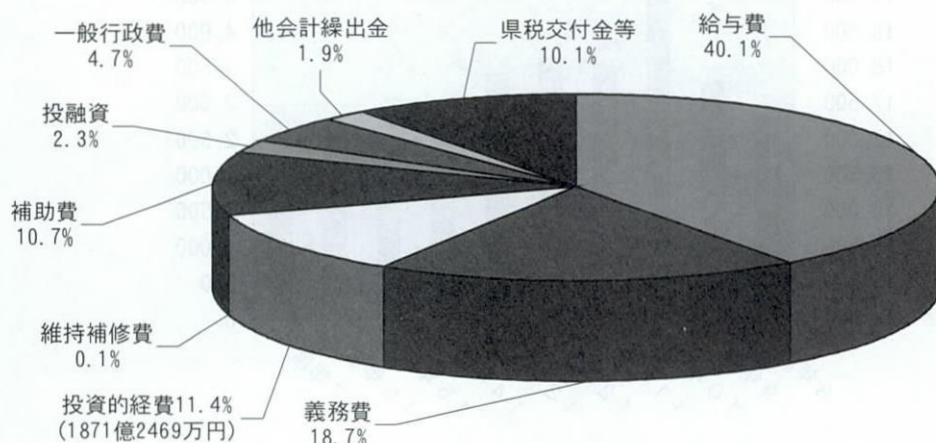
17年度の予算編成に際しては「事務事業の総点検」により、既存事業の徹底した見直しを行い、行財政改革に取り組んだ。県税収入は前年度比208億円(3.6%増)の伸びを示しているが、地方交付税の111億円減額、県債の13.2%減額措置といった抑制、国庫支出金275億円減額などがひびいて全体的に緊縮型

の予算編成となった。そのため、徹底した歳出の抑制が不可欠となり、公共事業は28億9300万円の削減、職員定数の前倒し削減実施で17億円、外郭団体への財政支出削減、補助金見直しなどで切り詰めている。

こうした取り組みを踏まえつつ、「選択と集中」の観点から生活者の視点に立ち、事業の優先順位付けを実施。県民生活の充実と県内企業の活性化に直結する緊急性の高い事業に重点を絞っている。

新規事業では、彩の国資源循環向上第Ⅱ期事業の検討、県立精神医療センター急性期受入・児童思春期病棟に着工するほか、蕨警察署庁舎移転新築の17年度着工を目指し、建設

平成17年度一般会計予算案歳出性質割合



調査設計費に8300万円を計上した。

分野別の主要施策のうち建設関連事業を見ると、「環境」では、滝沢ダム関連自然公園整備事業において、公園利用拠点施設設計費などに1000万円、流域下水道整備に567億3700万円を盛り込み、東京湾流域下水道整備総合計画の策定などを進める。資源循環工場Ⅱ期事業では用地、地質調査、PFI導入可能性調査に8700万円を予算化した。

「福祉・健康」では、特別老人ホームの新設・増床助成に約37億円、着工中の県立精神医療センター急性受入・児童思春期病棟建設に26億円を予算化した。

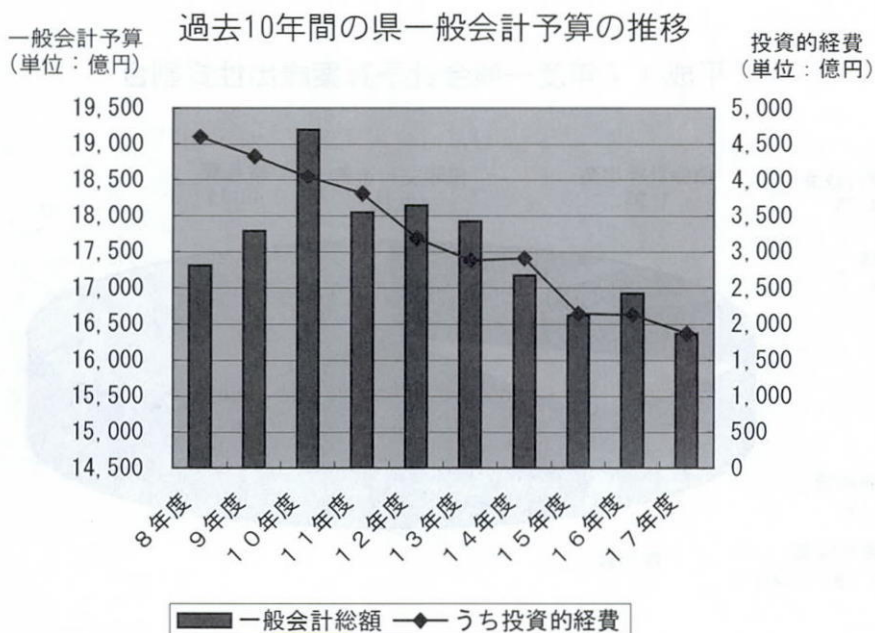
「人づくり・交流」では、県立高校再編整備に基づく整備費に12億円、不動岡高校改築に約13億円、県立学校42校49棟の大規模改修に27億5400万円、熊谷養護学校の屋内プール工事費に約2億6000万円、埼玉スタジアムのクラブハウス整備などに約2億9000万円が盛り込まれている。

「まちづくり・基盤整備」では、道路の防災対策としての橋梁耐震補強などに約32億円、堤防を中心とした砂防対策に448億200万円、

交通安全施設整備に約35億円、交差点強化などを柱とした身近な道路の安全安心確保に347億5300万円、新規に上尾警察庁舎の建替え設計費に1億2400万円、蕨警察庁舎建設工事費に22億円を予算化した。さらに、土地区画整理による整備促進に約53億円、県営公園整備に54億円、美しいむらづくりの促進費に41億8600万円を計上した。

「埼玉の活力を高める」では、新規に史跡埼玉古墳群活用計画のための現況分析・基礎資料調査費などに300万円、ほ場・用排水路整備などに約49億円、農林総合研究センター再編整備に約5億円、つくばエクスプレス沿線地域整備促進に72億5800万円、上田知事提唱の「県庁タダ建設」に向けての構想検討委員会の設置や、整備構想調査検討に700万円が盛り込まれた。

一方、公営企業会計では、病院事業の建設改良に46億9200万円、水道用水供給事業の水道水源開発施設整備に42億6634万円、地域整備事業の羽生下川崎産業団地造成に約7億8000万円などが予算化されている。



部局別の建設関連の主な事業は次の通り
(万未満切り捨て)。

【県土整備部】

- ▽道路交通網整備 234億2334万円
- ▽身近な道路の安全・安心確保 347億5264万円
- ▽治水対策の推進 423億3269万円
- ▽土砂災害防止対策 15億261万円
- ▽老朽橋更新・緊急10ヵ年プランの推進 (4ヵ所) 6000万円
- ▽土地区画整理事業の促進 53億9367万円
- ▽本庄新都心土地区画整理事業 4億円
- ▽県営住宅整備 116億3432万円
- ▽全県下水道の推進 567億3684万円
- ▽県営公園の整備 54億7487万円
- ▽埼玉スタジアム2002公園スポーツ環境整備 (17・18年度の2ヵ年継続) 4億4525万円

【総合政策部】

- ▽地下鉄7号延伸線基本計画調査 4000万円

- ▽つくばエクスプレス建設促進 7億3355万円
- ▽市町村振興事業 117億3318万円
- ▽合併支援事業 13億円
- ▽埼玉県市町村合併推進構想作成 916万円
- ▽業務核都市育成整備推進 173万円
- ▽見沼田圃保全・活用・創造事業 4億6746万円
- ▽滝沢ダムに係る水源地域の生活環境および産業基盤整備 2億6642万円

【総務部】

- ▽県庁舎整備構想調査検討 680万円
- ▽IT施策推進事業 3517万円

【環境防災部】

- ▽彩の国資源循環工場第Ⅱ事業 8738万円
- ▽地域エネルギー対策推進事業 2710万円
- ▽古綾瀬川底質対策事業 2639万円
- ▽都市の緑推進プラン事業 3824万円

一般会計歳出款別

埼玉県17年度当初予算案の内訳

(単位：千円、%)

款 別	平成17年度		平成16年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	3,126,338	0.2	3,121,353	0.2	4,985	0.2
総務費	86,336,564	5.3	98,434,600	5.8	△12,098,036	△12.3
民生費	179,382,887	11.0	162,758,586	9.6	16,624,301	10.2
衛生費	51,763,081	3.2	53,750,761	3.2	△1,987,680	△3.7
労働費	4,696,017	0.3	8,304,771	0.5	△3,608,754	△43.5
農林水産業費	31,786,972	1.9	38,194,834	2.3	△6,407,862	△16.8
商工費	15,196,747	0.9	15,779,705	0.9	△582,958	△3.7
土木費	188,376,455	11.5	209,525,323	12.4	△21,148,868	△10.1
警察費	137,681,211	8.4	134,350,335	7.9	3,330,876	2.5
教育費	528,640,065	32.3	525,935,701	31.1	2,704,364	0.5
災害復旧費	229,370	0.0	150,000	0.0	79,370	52.9
公債費	257,880,165	15.8	276,173,152	16.3	△18,292,987	△6.6
諸支出金	151,051,128	9.2	165,608,879	9.8	△14,557,751	△8.8
予備費	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
合計	1,636,647,000	100.0	1,692,588,000	100.0	△55,941,000	△3.3

【健康福祉部】

▽特別養護老人ホーム整備	31億2218万円
▽特養ホーム増床整備	5億8320万円
▽老人福祉施設整備助成	40億3733万円
▽介護老人保健施設整備費補助	1億6700万円
▽指定訪問看護ステーション整備費補助	550万円
▽心身障害児（者）援護施設等整備助成	10億4758万円
▽精神障害者社会復帰施設整備費補助	4018万円

【労働商工部】

▽広域物流拠点整備研究事業	506万円
▽地域振興ふれあい拠点施設整備	2418万円
▽高等技術専門校施設整備	1億1930万円

【農林部】

▽ほ場整備	13億2600万円
▽畑地帯総合農地整備	1億6800万円
▽団体営基盤整備促進	1億4857万円
▽農地防災	17億3900万円
▽かんがい排水	8億6919万円
▽団体営農地防災	5146万円
▽ゆたかなむらづくり整備	36億1147万円
▽農道整備事業	3億9059万円
▽農村環境整備	1億500万円

▽彩の国ふれあいの里整備	7875万円
▽農林研究機関再編・整備推進第1次整備	5億127万円
▽同 再編・整備推進調査	105万円
▽農業基盤整備事業計画策定	1250万円
▽同 基礎的調査	950万円
▽治山事業・保安林整備管理事業	7億7467万円
▽森林管理道整備事業	10億6658万円
▽県産木材利用施設整備事業	7073万円
▽中山間総合整備事業	3億2495万円

【教育局】

▽県立高校再編整備計画推進	12億7209万円
▽県立養護学校教室不足対策事業	1億4718万円
▽県立不動岡高校校舎改築	13億1516万円
▽県立学校大規模改修	27億5381万円
▽快適ハイスクール施設整備	10億8926万円
▽新生県立博物館整備推進	2億6020万円
▽史跡埼玉古墳群保存整備基本計画策定	264万円

【企業局】

▽新三郷市浄水場高度浄水処理施設整備実施設計	1億5708万円
▽滝沢発電所建設	2億2972万円
▽吉見浄水場維持管理	5億6681万円

特別会計・公営企業会計（建設関連）

（単位：千円、％）

会計名	平成17年度	平成16年度	比較増減	伸び率
用地事業	8,531,160	14,900,907	△ 6,369,747	△ 1.7
流域下水道事業	56,717,644	52,823,524	3,894,120	7.3
県営住宅管理事業	17,775,496	16,768,469	1,007,027	6.0
病院事業	39,306,649	35,984,893	3,321,756	9.2
電気事業	1,697,379	1,506,943	190,436	12.6
工業用水道事業	3,037,560	3,030,558	7,002	0.2
水道用水供給事業	76,831,100	100,886,718	△ 24,055,618	△31.3
地域整備事業	20,643,958	16,077,957	4,566,001	28.3

▽水道用水供給施設耐震対策 6億1835万円
 ▽柿木浄水場横流式沈でん池設備 2億609万円
 ▽水質管理強化対策 2億8583万円
 ▽水道水源開発施設整備 68億4782万円
 ▽大洞配電線系統変更費 3266万円
 ▽大洞第2送電線系統変更費 3076万円
 ▽妻沼西部工業団地造成費 3億8306万円
 ▽羽生下川崎産業団地造成費 7億8865万円
 ▽大久保浄水場沈砂池設備 17億4226万円

▽蕨警察庁舎移転改築 22億787万円
 (3ヵ年継続、17年度分)。
 ▽交番、駐在所整備 4億7861万円
 (債務負担行為)
 ▽行政手続き電子化システム整備 2億4336万円
 ▽情報技術活用総合対策 2億2684万円
 ▽緊急市町村道安全対策 2億5039万円
 ▽交通安全施設整備 25億9496万円
 ▽人にやさしい道路交通環境づくりの推進 9億1110万円

【県警本部】

▽上尾警察署庁舎建設 1億2432万円

17年度 県県土整備部の予算規模

会 計		予算額 (万円)	伸び率 (%)
一 般 会 計		1885 億 8487.5	△10.1
特別会計	用地事業	85 億 3116.0	△42.7
	流域下水道事業	567 億 1764.4	7.4
	県営住宅管理事業	177 億 7549.6	6.0
合 計		2716 億 0917.5	△ 7.7

公共事業予算 (直轄事業費負担金を除く)

事 業		予算額 (万円)	伸び率 (%)
道 路		484 億 3614.0	8.2
	補 助	210 億 1800.0	△ 4.5
	単 独	274 億 1814.0	20.6
街 路		97 億 9984.4	△ 6.8
	補 助	51 億 2800.0	△ 9.7
	単 独	46 億 7184.4	△ 3.6
河 川		250 億 5118.3	△ 7.5
	補 助	211 億 7670.0	△10.2
	単 独	38 億 7448.3	10.8
土地区画整理		39 億 3850.0	△ 0.1
	補 助	26 億 9400.0	18.1
	単 独	12 億 4450.0	△25.0
公園 (補助)		28 億 1900.0	△ 1.4
合 計		900 億 4466.7	1.0

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」について

埼玉県環境防災部水環境課

1 はじめに

埼玉県では、下水道や農業集落排水施設などの生活排水処理施設の効率的な整備を進めることを目的に、平成10年度に「埼玉県生活排水処理総合基本構想」を策定しました。

しかしながら、その後の社会情勢や経済状況の変化などから、構想が実状にそぐわなくなってきたため、より効率的かつ経済的な生活排水処理施設の整備を図るため、「埼玉県生活排水処理総合基本構想」を見直し、平成16年度に、新たに「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しました。

2 生活排水処理施設整備状況

生活排水処理施設の普及により生活排水処理率は向上し、平成14年には78.3%に達し、生活排水未処理人口は年々減少しています。(図. 1)

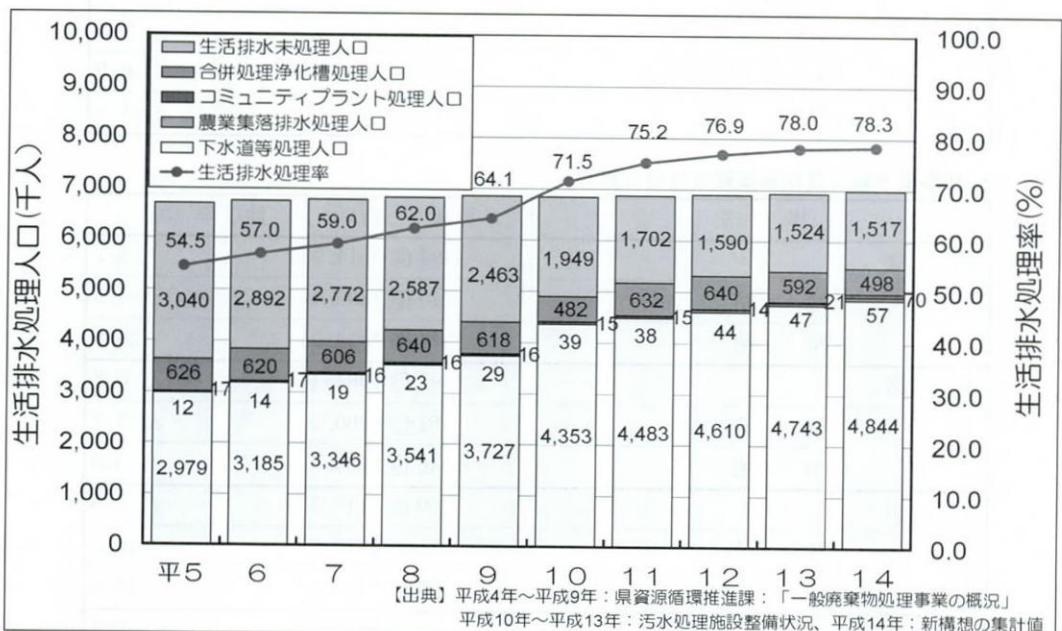


図. 1 汚水処理人口の推移

3 公共用水域の水質状況

河川におけるBODの環境基準達成率は、近年改善傾向にあり、平成14年度には75%に達しています。しかし、全国と比較すると、未だ10%ほど低い状況にあります。(図. 2)

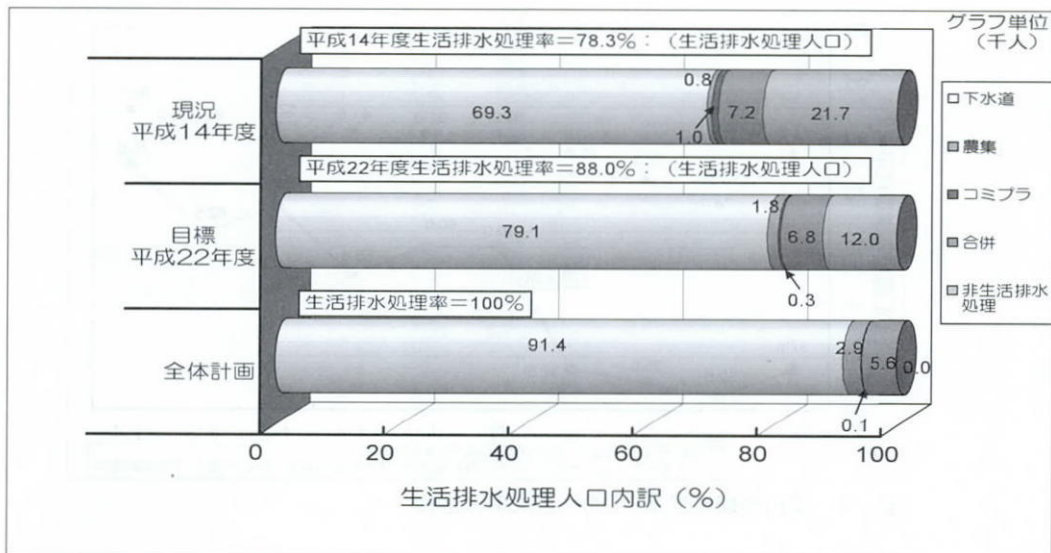


図. 3 生活排水処理人口の内訳

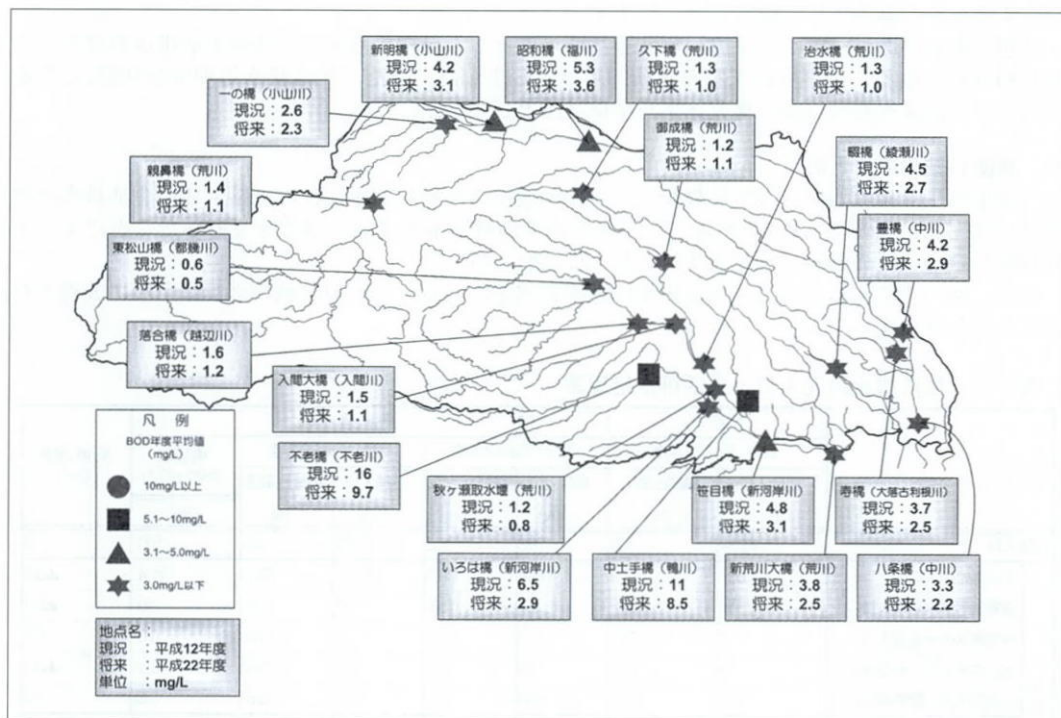
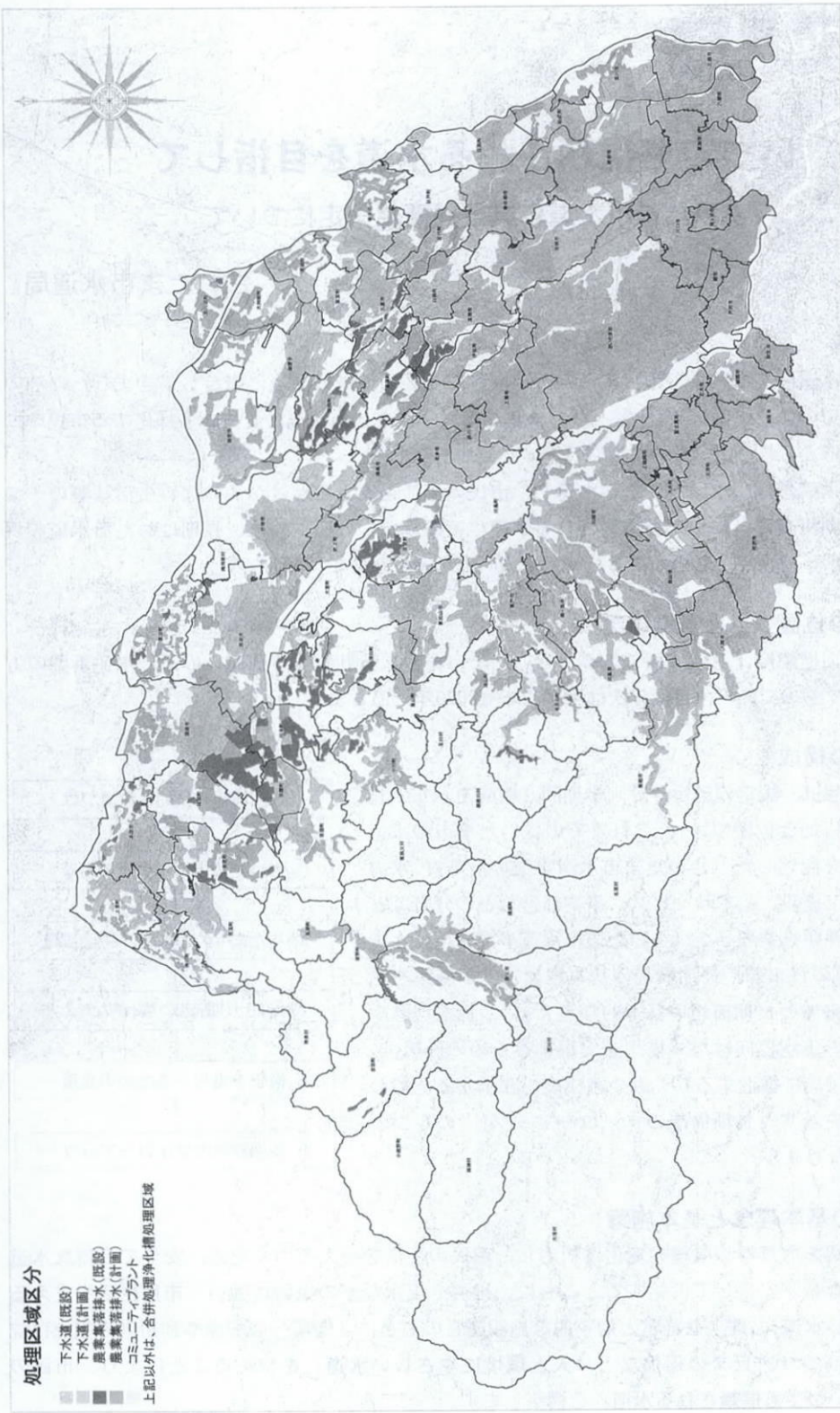


図. 4 公共用水域の水質予測結果

次ページの地図は構想に基づいて作成した「埼玉県生活排水処理施設整備構想図」です。詳細については、ホームページ<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BG00/seikatsuhaisui/zenken.html>をご覧ください。



処理区域区分

- 下水道(既設)
 - 下水道(計画)
 - 産業廃排水(既設)
 - 産業廃排水(計画)
 - コミュニティプラント
- 上記以外は、合併処理浄化槽処理区域

既設：平成14年度
1:300000
平成16年8月

埼玉県生活排水処理施設整備構想図(県全体)

この図面は、埼玉県環境部の委託により、環境省の指導のもと、環境省の委託を受けた株式会社環境省環境政策研究所(東京都千代田区)が作成したものである。(環境省 平成16年度 第15号)

いつでも信頼される水道を目指して

さいたま市水道事業長期構想策定について

さいたま市水道局

策定の趣旨

本市の水道は、これまで市民生活や都市活動を支え、地域の発展に寄与してきました。その結果、水道の普及率はほぼ100%となりましたが、今後も社会状況の変化や多様化する市民のニーズにも応えられる質の高い水道を目指す必要があります。

この長期構想は、さいたま市の水道が、市民の生活を支えるかけがえのない生活基盤の一つとして、利用者に「いつでも信頼される水道」でありつづけるために、長期にわたる水道の将来目標を示し、事業を進めるにあたっての方向性を明らかにするものです。

長期構想の位置づけと目標年次

この長期構想は、上位計画である「さいたま市総合振興計画基本構想」の下、水道事業の方向性を示すものであり、目標年次は平成32年（2020年）とします。

長期構想の構成

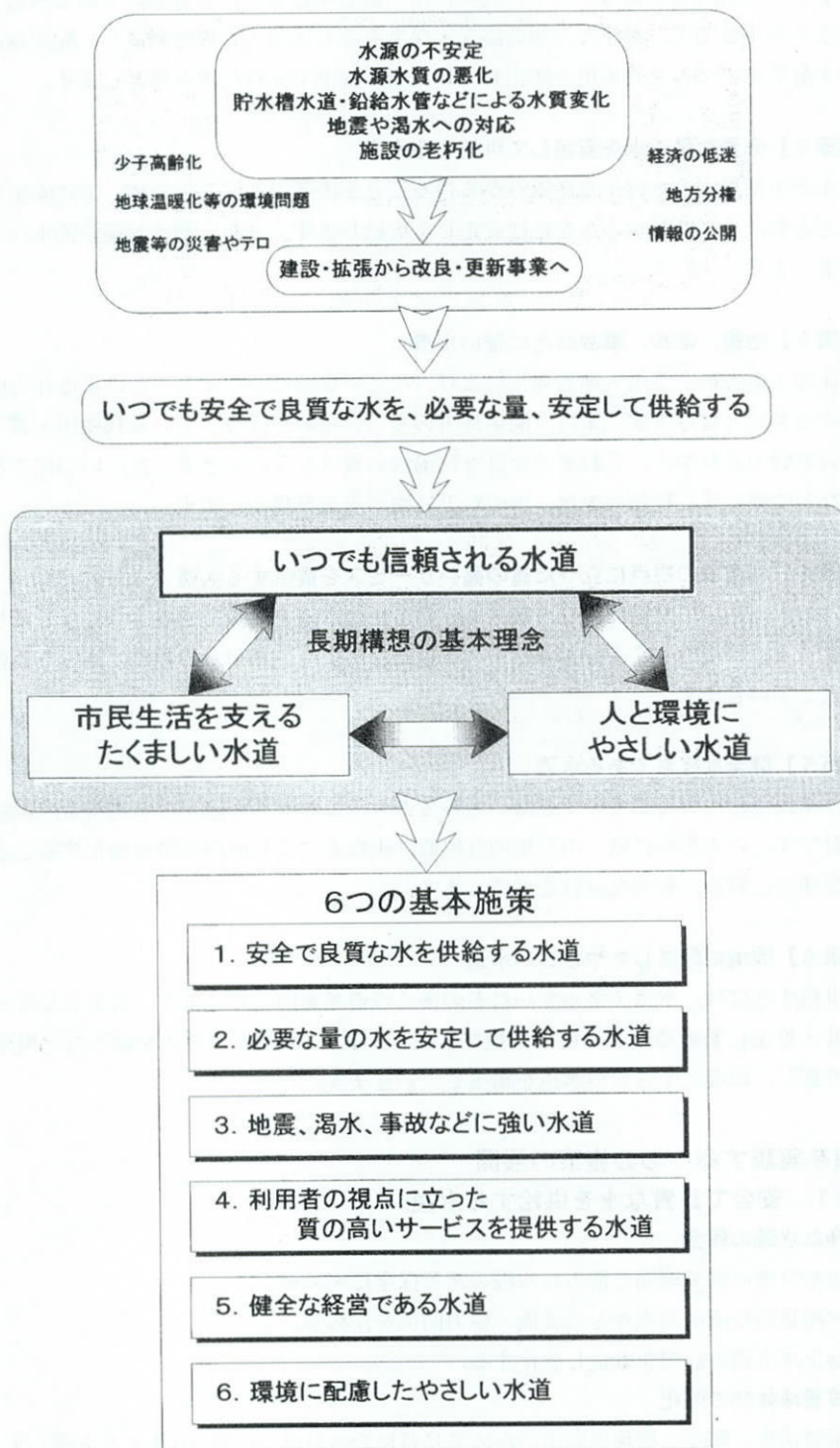
長期構想は、策定の趣旨や計画の期間、構成を示す「長期構想の目的と位置づけ」、これまでのさいたま市の水道のあゆみを記述した「さいたま市水道事業の沿革」、水需要や水源、施設、給水サービス、事業経営などの分野ごとの現状と課題を整理した「さいたま市水道事業の現状と課題」、水道の将来像や長期構想の基本理念、基本施策を示した「将来像と長期構想の基本的な考え方」、基本理念や基本施策の実現に向けた「構想を実現するための施策」、各施策を確実に推進するしくみや達成度を評価するための数値指標を示す「長期構想のフォローアップ」、の6つの構想からなります。

長期構想の目的と位置づけ
さいたま市水道事業の沿革
さいたま市水道事業の現状と課題
将来像と長期構想の基本的な考え方
構想を実現するための施策
長期構想のフォローアップ

長期構想の基本理念と基本施策

水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、市民の生活を支えていくため、安全で良質な水道水を必要な量、安定して供給するとともに、地震や渇水などの災害に強い「市民生活を支えるたくましい水道」、健全な経営と効率的な施設運営のもとに、環境への配慮や利用者の視点に立った質の高いサービスの提供など「人と環境にやさしい水道」をつくることにより、市民の方々に「いつでも信頼される水道」を構築します。

この理念を実施するために、6つの基本施策を掲げることとします。



【基本施策 1】安全で良質な水を供給する水道

市民が安心して暮らせるまちづくりのためには、最も身近な生活基盤施設である水道の水質が安全であることが重要です。清浄な水源の確保・保全とともに水質管理を徹底し、配水施設、給水装置など水を配る途中での水質劣化を防止し、いつでも安全で良質な水を供給します。

【基本施策 2】必要な量を安定して供給する水道

毎日の生活で使用する水は、水道以外から得ることが困難です。このため、常に安定した水源を確保するとともに、必要な量を常に安定して供給します。また、漏水対策や節水など水の有効利用を促進します。

【基本施策 3】地震、渇水、事故などに強い水道

阪神・淡路大震災のような大地震発生により、水道の供給が停止することによる社会的な混乱は非常に大きなものとなります。また、関東地方の多くの地域が依存している利根川・荒川水系では、ダムなどの整備の遅れから、これまでたびたび渇水の被害を受けてきました。いつ起こるかわからない災害などに備えて、地震や渇水、事故などに強い水道を構築します。

【基本施策 4】利用者の視点に立った質の高いサービスを提供する水道

これまでの水道施設の整備により、ほとんどの市民に水道を供給できるようになりました。これからは、より身近で使いやすく分かりやすい水道となるよう、利用者の視点に立った質の高いサービスを提供していきます。

【基本施策 5】健全な経営である水道

水道は、市民生活に欠くことのできないものであり、これからも適正な水道料金で供給していくことが重要です。このためには、中長期的な財政計画などにより財政基盤を強化するとともに、効率的な事業運営に努め、健全な経営を維持します。

【基本施策 6】環境に配慮したやさしい水道

水道を供給するには、水はエネルギーなどの多くの資源を使っています。省エネルギー化や資源リサイクルの推進に努めるとともに、環境マネジメントシステム*の導入を図るなど環境に配慮した事業を推進し、環境にやさしい水道を構築していきます。

長期構想を実現するための施策の展開

基本施策 1 安全で良質な水を供給する水道

(1) 清浄な水源の保全

- ア 国や県等の関係機関と協力し水源の水質保全に努める。
- イ 水源地域や流域の人々との交流・協力関係を深める。
- ウ 地下水水質の監視を継続し強化する。

(2) 水質管理体制の強化

- ア 水質検査の精度と信頼性向上のための良質検査所基準（GLP）の考え方を導入する。（ISO 9000、ISO 17025 など。）

イ 自動水質測定装置を導入し、配水管内や給水の水質管理を強化する。

(3) 配水施設、給水装置での水質劣化の防止

ア 貯水槽水道への関与・調査を強化するとともに、直結給水システムを普及・拡大する。

イ 鉛給水管解消対策を推進する。

ウ 適切な残留塩素管理により残留塩素濃度を低減化・平準化する。

エ 配水管、給水装置における水質劣化を防止する。

基本施策2 必要な量の水を安定して供給する水道

(1) 安定した水源の確保

ア 水源の安定化のため、利水安全度の向上を国や県などの関係機関にはたらきかける。

イ 地下水源を清浄で安定した貴重な水源として位置づけ、水源を確保するとともに自己水源の供給比率を高める。

(2) 安定した給水の確保

ア 効率的で安定した給水を確保するため、給水区域の新たな配水ブロック化を推進する。

イ 老朽化した施設の統廃合を含め、効率的、計画的かつ効果的な改良・更新を進める。

ウ 施設の維持管理を強化し、事故の未然防止および施設の延命化を図る。

(3) 水の有効利用の推進

ア 老朽管の更新や幅そう給水管対策など漏水防止に努め、有効率の向上を図る。

イ 節水型社会の形成に向けて節水意識の啓発を図る。

ウ 雑用水や雨水の利用施設の設置をはたらきかける。

基本施策3 地震・渇水・事故などに強い水道

(1) 震災対策の強化

ア 水道施設の耐震化を推進する。

イ 応急給水施設の整備・拡充を図る。

ウ 被災した場合、概ね4週間以内に復旧できるよう応急復旧・応急給水体制を整備する。

エ 復旧が速やかに行えるよう工事車両や必要資機材を確保、備蓄する。

(2) 渇水対策の強化

ア 自己水源である地下水を適正に保全し、渇水時に有効利用する。

イ 少ない水を公平に給水できる配水システム、水運用体制を整備する。

(3) 危機管理の強化

ア 配水ブロック化や配水幹線の整備などにより配水系統間の相互融通能力を向上させ、バックアップが適切に行える施設整備を進める。

イ 配水池備蓄容量、地下水源の予備能力、自家発電施設などの活用により、半日から1日程度の予備能力を確保する。

ウ 浄・配水場など主要施設の監視を強化する。

エ 災害や事故に対する危機管理マニュアルを充実する。

オ 定期的に職員ならびに市民が参加した危機発生時の訓練を行う。

基本施策4 利用者の視点に立った質の高いサービスを提供する水道

(1) 給水サービスの向上

- ア お客さま相談窓口を強化する。
- イ 給水装置などの訪問診断サービスを実施する。
- ウ 道路内における輻そう給水管解消のため、配水管布設を強化する。
- エ 配水ブロック化を進め、給水区域内の水圧の格差を少なくする。

(2) 諸手続きの利便性の向上

- ア IT技術の利用拡大、対応の迅速化などにより、水道の諸手続きの利便性向上を図る。

(3) 利用者へのわかりやすさの向上

- ア IT技術などを利用し、さまざまな水道情報提供の充実を図る。
- イ 利用者からの声を反映できるよう双方向コミュニケーションを実施する。
- ウ 小・中学生の教育支援や各種行事への参加と企画を積極的に行う。

基本施策5 健全な経営である水道

(1) 財政基盤の強化

- ア 中長期の財政計画を策定し、財政とバランスのとれた施設整備を進める。
- イ 借入金の適正化を図り、より一層の経営健全化を進める。

(2) 事業の効率化

- ア コスト縮減や民間活力の導入により、事業の効率化を図る。

(3) 水道料金体系の検討

- ア 社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化など、水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応した水道料金体系を検討する。

(4) 組織の効率化、職員の技術力向上

- ア 組織体制、分掌事務を見直し、効率的な事業の遂行を図る。
- イ 職員の技術力などの向上を努め、研究発表や技術報告等を積極的に行う。
- ウ 国内関連団体や開発途上国への貢献など職員派遣を積極的に行う。

基本施策6 環境に配慮したやさしい水道

(1) 省エネルギー化、資源リサイクルの推進

- ア 有効率の向上や節水型社会の形成など水の有効利用により、水供給に係るエネルギー・資源を削減する。
- イ 配水ブロック化を推進し、効率的な配水制御による省エネルギー化を図る。
- ウ 水圧を利用した小規模発電、太陽光などの自然エネルギーの活用、燃料電池など新たなエネルギーの有効活用を検討する。
- エ 建設残土などの建設副産物の再利用を積極的に推進する。

(2) 環境マネジメントシステムの構築

- ア 環境マネジメントシステムの導入を積極的に推進する。

(3) 環境会計の導入

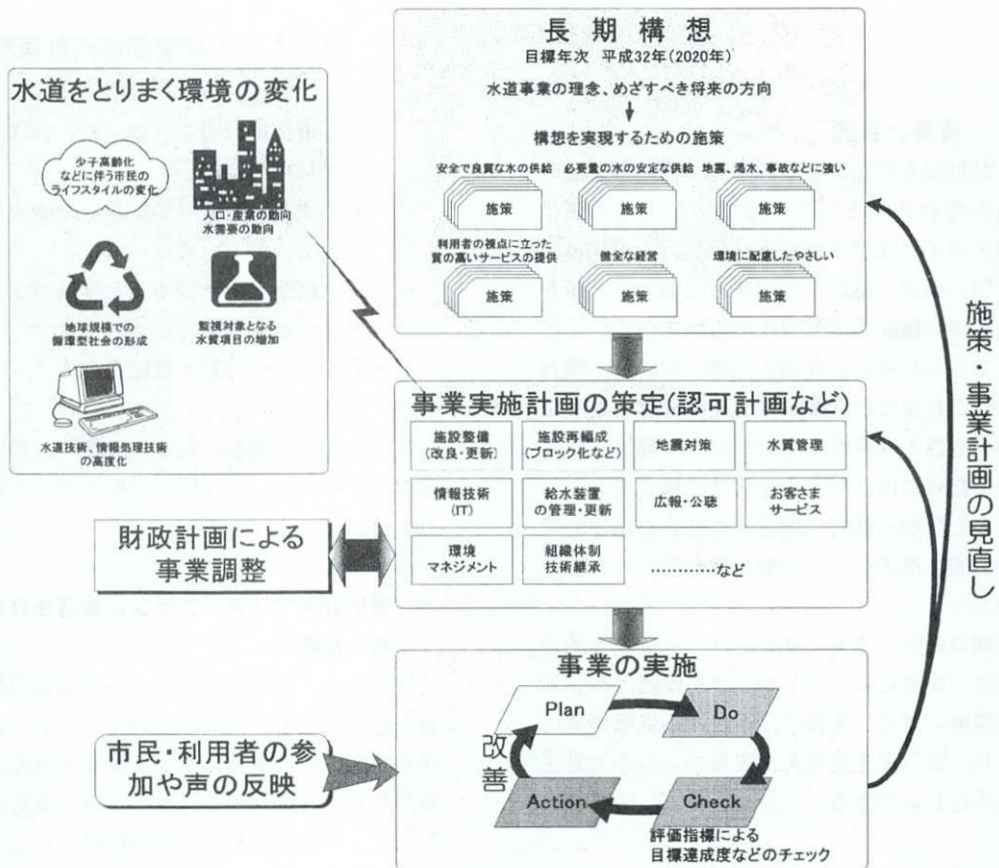
- ア 環境会計を導入する。

長期構想のフォローアップ

本長期構想に基づき「いつでも信頼される水道」を構築していくにあたっては、長期構想の理念・目標に基づき各施策の実施期間・実施内容を設定し、さらに全体の財政計画により調整し、『事業実施計画（認可計画など）』を策定し、進めていきます。

また、事業の推進においては、目標の達成度を評価できる評価指標により常に事業の実施内容とその効果をチェックするとともに、積極的に情報提供を行い、市民・利用者の声を反映させ、事業内容を適切なものにしていきます。

さらに、事業を実施した結果（事業評価・政策評価）並びに本市の水道をとりまく環境の変化等を踏まえて、適宜計画の見直しやモニタリングを行っていくものとする。



「21世紀を展望したまちづくり」

熊谷市都市計画マスタープランの策定

— “風土の幸” が息づく共生交流都市の創造に向けて—

熊谷市都市整備部都市計画課

1 背景と目的

21世紀を迎え、社会の規範や構造が急速に組み変わろうとしている中で、人々の価値観・ライフスタイルは多様化し、人が住み、学び、働き、遊び、憩う都市において、新たな環境や機能づくりが求められている。

こうした時代の要請に的確に対応し、熊谷市がこれまでに発揮してきた中核都市としての中心性・独自性を今後も維持・発展させていくためには、固有の地域性や風土を守り、活かしながら独自の創意工夫による個性的で魅力的な都市づくりに取り組んでいく必要がある。

都市計画マスタープランは、その基本的理念に「協働によりチャレンジする選ばれる都市環境の創造」を掲げ、市民との協働作業により、20年後を見据えたまちづくりの方針を定めたものである。

2 主要課題と都市計画マスタープランに要請される性格・目的

○都市づくりの主要課題

- ・熊谷らしさを主張する都市イメージの確立
- ・関東の中核都市としての都市活力の再生

- ・中心市街地の再生と効率的・合理的な土地利用の実現
- ・潜在する資源の有効活用と交流人口の拡大
- ・きめ細かなまちづくりと地域コミュニティの再生
- ・熊谷らしい風景・景観の育成

以上の課題が議論に対応するため、都市計画マスタープランの性格・目標は次のとおりとした。

3 都市計画マスタープランに要請される性格・目標

住む魅力、訪れる魅力、そして産業的な活力を他の都市よりも高めていくことが、これからの熊谷市の発展にとって重要であるとの視点から、都市計画マスタープラン策定に際しては、一般的な都市計画の枠組みにとどまらず、都市としての活力を確保するために何をなすべきかという発想にもとづき、都市づくりに関する独自のアイデアや方向性を積極的に打ち出し、都市再生・魅力化のマスタープランとしての性格を持たせていくものとした。対象期間については、策定後20年間（平成16年度～平成35年度）とし、時間経過

による急速な社会経済環境の変化等に、必要に応じて見直しを図る等、柔軟に対応しているものとしている。

また、将来人口については、全国的な将来人口の減少傾向が予測される中で、市域内の土地利用の効率化や規制の緩和、居住環境としての魅力・快適性の強化を図ることによる定住人口の拡大と、都市の活力を高め、社会経済的にも波及効果をもたず、就業人口、交流人口、ゆかり人口（熊谷市に何らかの形で縁のある人）の拡大を掲げることとしている。

4 策定の取り組み

(1) 策定委員会による総合的な検討

学識経験者、市議会議員、市民有識者、公募市民による「熊谷市都市計画マスタープラン策定委員会」を組織し、平成13年度から平成16年度まで継続的に議論を進めてきた。

委員会では、以下に述べる(2)～(6)の取り組みを総合的に議論するとともに、他都市の視察等も行い、21世紀の都市づくりの方向性や推進方策を主眼としつつ、マスタープランの内容全般に渡る検討と整理を行った。

(2) プランニング・サポーターの活躍

当局独自の取り組みの1つとして、行政とともに都市計画マスタープランの策定作業を当初から手伝って頂く「市民プランニング・サポーター」を公募した。参加された市民プランニング・サポーターの皆さんは、「市民プランニング・サポーター会議」を通じて、生活する市民の立場から、今後の都市づくりの課題を整理するとともに、その解決策や将来の都市イメージを提起して頂いた。

平成13年度から始まった「市民プランニング・サポーター会議」は、16回を数え、ボランティアとして参加して頂いた延べ480人による視点、発想が、このマスタープランに活かされている。

(3) 地域別ワークショップの展開

都市計画マスタープランの地域別構想の策定に向けて、市内の12の中学校区を対象として、「地域別ワークショップ」を各地域2回ずつ実施し、それぞれの地域の意見を伺った。ワークショップには、延べ533人の市民の皆さんに参加して頂いた。

地域別ワークショップでは、地域の課題とともに、個性ある地域づくりや、コミュニティの再生を目標に、生活者の立場からまちづくりの課題や、地域づくりのアイデア、さらには住民として取り組む「コミュニティ・プログラム(案)」を整理した。

(4) まちづくりフォーラムの開催

マスタープラン策定に関する諸活動の周知と、市民参加のまちづくりの気運を高めるため、まちづくりフォーラムを開催した。

(5) 中学生の参加機会の確保

子どもたちの将来の熊谷市のイメージを理解するために、中学生を対象に「20年後の私たちのまち、私たちの地域」をテーマに絵画募集や地域探検を行った。

(6) 市民アンケートの実施

今後の都市づくりに向けた課題を把握するために、3,000人の市民を対象に、まちづくりアンケートを実施した。

5 都市計画マスタープランの構成内容

都市計画マスタープランの構成は図のとおりである。全体構想と地域別構想が相互に連携する構成となっている。

熊谷市都市計画マスタープランの構成と関連性

第1章 熊谷市都市計画マスタープランの前提

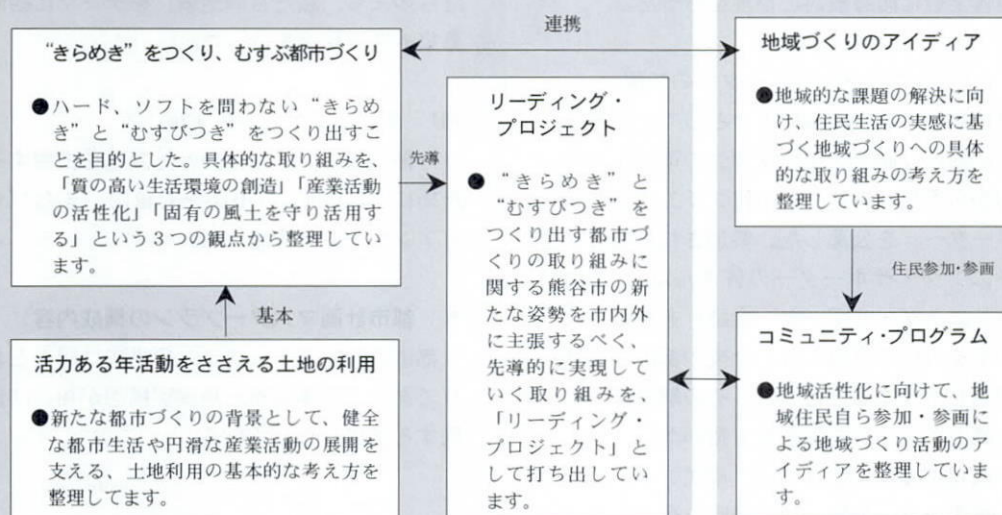
- 第1章では、今後、熊谷市が都市づくりを行うに当たり認識しておくべき、現在の我が国全体の社会経済面からの留意点や、熊谷市自体のかかえる課題を確認していきます。
- また、それらを背景に、今回策定した都市計画マスタープランのねらいを示すとともに、市民（住民）や企業（事業者）と行政が三位一体となって取り組んでいく姿勢を提示しています。

第2章 全体構想

- 第2章では、熊谷市全体として考えるべき、新たな都市づくりに向けた独自のテーマや考え方、及びそれらに伴う将来の都市構造を明らかにしています。
- 同時に、以下に挙げる、都市づくりの方針に当たる「きらめき」をつくりむすぶ都市づくり」と、新たな都市づくりを先導する「リーディング・プロジェクト」、及び市全体に関する土地利用の方針を明らかにしています。

第3章 地域別構想

- 第3章では、熊谷市を12の中学校地域に分けながら、各地域の課題の解決に向けた住民の発想に基づく地域づくりの方向性、及び今後住民主体で取り組むべき地域づくり活動のアイデアを明らかにしています。



6 具体的内容

① 都市づくりの方向性

◆基本理念

協働によりチャレンジする“選ばれる”都市環境の創造

他の都市よりも、人々の生活や交流・産業活動の場として“選ばれる”という視点にこだわった都市づくりに、市民・企業（事業者）・行政の協働を通して、取り組んでいく。

◆固有の都市づくりに向けたテーマ

“風土の幸”が息づく共生交流都市

熊谷市における様々な個性を、固有の“風土の幸”ととらえ、それらを共生・交流資源として、住まう喜びと訪れる^{たの}しみを拡大し、産業活動を誘発する都市づくりをテーマとしていく。

◆新たな都市づくりの考え方

“きらめき”をつくり、むすぶ星座形成型の都市づくりの展開

市全体および各地域の魅力となる共生・交流資源を“きらめき（星）”として発見、活用しつつ、それらをハードやソフトでむすびつけることで新たな価値を生み出す“星座形成型都市づくり”を展開していく。

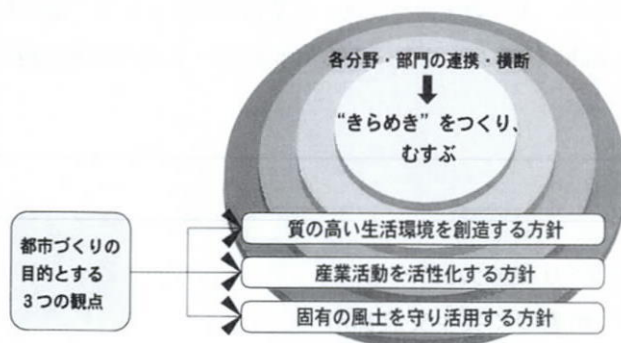
◆将来都市構造

“きらめき”と“むすぎつき”からなる固有の都市構造の実現

星座形成型の都市づくりを通して、新たな“きらめき”（拠点や小拠点）と“むすびつき”（軸やネットワーク）によって形成される、有機的な都市構造をめざしていく。

② 都市づくりの3つの方針

- 熊谷市都市計画マスタープランにおいては、“きらめき”と“むすびつき”を創造していくために、従来、縦割りの各都市づくりの分野・部門を横断する形で発想していくこととする。
- 以下の3点を大きな視点とし、“そのために何をすべきか”という目的を大事にした都市づくりの方向性を、積極的に打ち出していくこととする。



1. 質の高い生活環境を創造する方針

- ①子育てがしやすい環境をつくり出す
- ②子どもからお年寄まで誰もが安心・安全に生活できる環境をつくり出す
- ③心地良さ・楽しさ・利便が感じられる生活環境を確保する
- ④農村集落部と市街地部のコミュニティをおのおの再生する

2. 産業活動を活性化する方針

- ①新規企業・新産業が立地しやすい環境を確保する
- ②既存商業が再生する環境をつくり出す
- ③既存農業を保全・転換する環境をつくり出す
- ④既存工業・流通業が立地継続しやすい環境を確保する

3. 固有の風土を守り活用する方針

- ①自然・歴史・文化資源を交流資源として再編・活用する
- ②環境共生・環境負荷低減システムを展開する
- ③美しく魅力的な景観を育む

7 実現に向けて—新しいまちづくりシステムの構築—

- (1) 市民・企業（事業者）・行政の協働によるまちづくりの推進
都市計画マスタープランの実現にあたって

は、ハード偏重からソフト重視への発想の転換の必要性を背景に、市民・企業（事業者）・行政の三者が、それぞれの立場・役割と責任を認識しながら、各々ができることを提供しあう【協働】型まちづくりで取り組む

ことが必要である。

この協働型まちづくりについても、行政側にとって単に効率的であるという視点だけでなく、可能な限り情報公開を推進し、生活者である市民の意見や、事業者の意見も十分に踏まえ、各々ができることを最大限に発揮できる土俵作りが最も大切になると考えている。

市民には、熊谷市独自の風土、気質、ライフスタイルを背景に、まちづくりの主役となり、行政の不足する生活者としての柔軟な発想から身近な課題を見つめ、よりよいまちづくりに向けて、主体的に取り組んでいただく役割を期待する。特に市民自らの着眼・行動によって地域生活の環境を改善・創造する積極的な取り組みを期待していく。

企業（事業者）に対しても、同様にまちづくりの重要な担い手として、市民や行政との連携のもと、地域での企業活動や経済活動を通して、社会的役割を果たしていただくことを期待している。

行政は、道路や公園といった公共施設整備の主体である姿勢を維持しつつ、新たなまちづくりに関する情報を市内外に積極的に公開し、市民のまちづくりに対する理解や関心、参画を高めるとともに、市民や企業の柔軟な発想を理解し、市民・企業によるまちづくり活動を積極的に支援する役割を果たしていく。

(2) まちづくり活動の支援体制の確立

行政とは異なる立場や発想のまちづくりを促進するため、市民のボランティア活動やNPO活動などを支援する体制を確立し、継続的に拡充する必要がある。

市内において、すでに活動している各種市民活動やNPO活動同士、あるいはTMO活動などと行政をネットワークし、または、それらの情報を一括して受発信する、まちづくり活動支援の拠点機能を市民と企業（事業者）と行政の協働により整備する。特に市民が集まりやすい中心市街地などに、中核とな

る、まちづくり活動支援の拠点の整備を検討するとともに、そのサテライト（分館、支所）機能を、各コミュニティの拠点である公民館などに整備することを検討する。

まちづくり活動支援の拠点とサテライト及び行政を、高度情報通信網でネットワークすることにより、多様な市民活動情報を、多くの市民が共有できるよう検討を進める。

(3) 行政内部の横断的取り組み体制の確立

都市計画マスタープランに掲げる施策など、迅速かつ効果的に推進し、実行していくため、行政内部の組織体制についての改善を図っていく必要がある。具体的には、全庁的な連携を強めることにより、各施策に関連する部局の知恵と発想を結集し、施策の推進や実行に取り組んでいかなければならない。

8 今後に向けて

都市計画マスタープランが、企画段階から住民の意向を踏まえて策定できたことは、住民参加型行政への大きな一歩となったと確信している。しかしながら、都市計画マスタープランが、今後20年間、都市計画の指針として、当市の行政の各分野に渡って尊重されなければ、真の住民参加は実現されない。

熊谷市は、本年10月1日に、妻沼町、大里町と合併する予定である。合併後には、当市の都市計画マスタープランを基本として、新たに新市の都市計画マスタープランを策定することになる。

新市の都市計画マスタープランについても、住民参加はもとより、市民・企業・行政が協働でまちづくりに取り組めるシステムを踏まえ、より具体的なものにしたと考えている。

連合会の動き

加盟団体から200人が受講 建設業の適正取引に関する講習会

当連合会、埼玉県建設業協会、建設業適正取引推進機構の共催による「建設業の適正取引に関する講習会」が2月24日午後1時30分から、埼玉建産連研修センター大ホールにおいて開催され、加盟各団体から約200人が受講した。

講習会に先立ち、主催者を代表してあいさつに立った島村会長は、「地域の中小建設産業は、公共事業をはじめとする建設投資の激減に伴い、価格中心の競争が激化しダンピング受注が横行するなど、極めて厳しい経営環境の中で真に適正な競争基盤を構築し、健全な建設産業再生に向けて懸命な自助努力を続けている。しかし、依然としてマスコミなどで談合情報が報道されるなど、公共調達市場に対する社会的批判が後を絶たない状況にあり、現在、国会において、入札談合の是正に関連する「独占禁止法の改正」「公共工事の品質確保」の2法案が公共調達の改革法案として審議されており、大きな社会的関心事となっている。我々業界としても、諸法・諸規定の遵守について一層の周知徹底を図るとともに、「適正な価格で質の高い社会資本の整備」という建設産業の原点に立ち返り、公正・透明な競争環境構築に自らも積極的に取り組み、社会に信頼される企業活動を推進していくことが肝要」と述べ、講習会の開催が法の遵守についてさらなる意識高揚の場となり、実り多いものとなるよう期待した。

講義は、「独占禁止の遵守」について建設業適正取引推進機構の江利口紘八郎・相談指導部次長が担当、ダンピング問題と独占禁止



講演する江利口講師 建設業をめぐる最近の話題を講演する松本講師

法の動きなどに触れながら、①最近の独占禁止法違反事件処理状況②建設業およびその関連業界における入札談合事件③競争政策の動向と仕組み④独占禁止法の遵守について⑤独占禁止法改正の動向などについて解説した。

引き続き、「建設業をめぐる最近の話題」について、国土交通省関東地方整備局建政部の松本功弘・建設産業課長が、最近の建設行政の動きなどを解説した。



委員 理事会報告

通常総会の開催日程などを協議

平成16年度第3回理事会開催

3月22日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で平成16年度第3回理事会が開催され、平成17年度通常総会の開催日程や、平成16年度事業実績・同収支決算見込みと新年度事業計画・同収支予算案について協議を行った。

会議の冒頭、島村会長はあいさつの中で「我々地域の中小建設産業は、公共投資をはじめとする建設投資が6年連続で減少し、価格中心の競争が激化するなど一段と深刻な経営環境に直面しているが、その改善策として、国会において公共調達制度のあり方について2法案が審議されている。また、国土交通省においても中島審議官が、過日の講演会で価格競争の弊害をなくす札・契約制度のあり方として、工事成績や地域貢献度などの日常業務を直接反映させる業者選定の仕組みについて言及するなど、建設産業を取り巻く環境変化の胎動が急速に広まっている」と指摘するとともに、「我々としては、このような時代の変化を真摯に受け止め、加盟団体との協調・協力関係を一層密にして諸課題の改善に努め、建設産業の活力再生と健全な元・下関係の構築に向けて積極的な事業展開を図っていきたい」と述べ、通常総会に向けた議案審議についての協力を要請した。

【議題】

平成17年度通常総会の開催日程などについて
通常総会については6月13日午後4時から

建産連研修センター第1会議室で、懇親会は午後5時から建産連研修センター3階大ホールで開催するほか、開催方法、開催経費などの開催計画案について関常務理事から説明を行い、承認された。

平成16年度事業の実績（見込みを含む）および平成17年度の事業計画（案）について

事務局より平成16年度事業の実施結果および平成17年度事業計画案の概要について説明を受け、承認した。

平成16年度収支決算見込みおよび平成17年度収支予算（試算）について

平成16年度予算の決算見込みと平成17年度収支予算案について説明を受け、特に異論なくこれを承認した。



役員の補欠選任について

2月20日付で丑久保登評議員（埼玉県空調衛生設備協会）から辞任届が提出されたことに伴い、今泉富治氏を補欠選任し、経営改善委員会所属とすることの原案説明を行い、承認された。

その他

協議に入る前に、県環境防災部の山口洋子環境推進課長から、「地域エネルギー対策推進事業」について説明があり、E S C O事業導入に向けた取り組み（エコマスタープランの作成）について理解と協力が求められた。

埼玉県建築士事務所協会の荒井会長より、今年9月に全国大会（第30回大会）が埼玉県で開催されることについての案内があり、同時に大会に対する協力について要請があった。

〔報告事項〕

事務局人事について

平成17年度通常総会で専務理事、常務理事の交代があり、後任専務理事に須永光世氏（現県土整備部副部長）が、後任常務理事に村松義規氏（現全国競輪施工者協議会業務部長）が就任することが報告された。また、寺山管理課長が3月31日付で退職、後任に新井伸一氏（現県営繕工事事務所総務担当部長）が就任することが報告された。

会館空室の利用について

会館5階の空室35㎡について、埼玉県建築住宅安全協会より利用の申請があり、4月1日より使用することが報告された。

平成17年新年賀詞交換会会計報告について

事務局より収支計算書の内訳について説明するとともに、会員団体の協力に対し感謝の意が述べられた。

建産連ニュース第104号の発行 について協議

広報委員会

1月26日正午から、建産連会館特別議室で島村会長同席のもとに広報委員会を開催した。

議 題

「建産連ニュース」第103号の発行について

このほど発行された1月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第104号の編集案について

4月に発行する第104号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

平成17年カレンダーの処理経過について

配布先や配布数など、処理経過について事務局より説明を行い了承された。

併せてポスターコンクールの審査結果について埼玉新聞に掲載し、県庁、建産連会館内

にも作品を掲示、好評のうちに終了したことなどが報告された。

その他

次回委員会開催日を4月27日とすることを決めて閉会した。



公共工事に係る暴力団等排除連絡会

暴力団等排除対策説明会開かれる

3月25日午後1時30分から、埼玉建産連研修センター第1会議室で県関係各課による暴力団等排除対策説明会が開催され、会員団体から15名が出席した。

開催にあたり、島村会長はあいさつの中で「真に適正な競争環境を構築し、技術と経営に優れた企業が適正な価格で良質な社会資本整備をする上で、暴力団等の反社会的勢力の排除は重要な課題となっており、発注者と受注者が同一の認識を持ってこの課題改善について積極的に取り組むことは、まさに時期を得たもの」と感謝の意を述べるとともに、「本日の説明会は、まじめに努力している県内優良企業の健全な活動と、公共工事の適正な履行確保のための大きな推進力となる」と期待した。

同日は県関係各課の担当責任者が出席、①公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアルについて（入札企画室）②業者登録時における排除対策および指名停止措置要綱の見直しについて（建設業課）③埼玉県土木工事共通仕様書の改正について（技術管理課）④暴力団等関係者の厳格なチェックについて（暴力団対策課）—などの説明が行われた。（詳細は次号掲載）。

柿原 萬 蔵

— 秩父鉄道の創設者 —



晩年の柿原萬蔵

絹織物買継商として秩父産業界の発展のために西武商工銀行を設立するとともに、鉄道経営者として私財を投じて秩父鉄道の建設に尽力した秩父市出身の柿原萬蔵について記す。

(参考文献)

- 『柿原萬蔵翁傳』(萬蔵翁頒徳会)
- 『埼玉人物事典』(埼玉県)
- 『埼玉銀行史』(埼玉銀行)
- 『埼玉の鉄道』(埼玉新聞社)
- 『秩父市誌』(秩父市)
- 『埼玉の偉人たち』(埼玉県)
- 『熊谷の人物事典』(図書刊行会)
- 『秩父セメント五十年史』(秩父セメント)
- 『さいたまの鉄道』(埼玉県立博物館)

1. 四代目萬蔵を襲名

柿原萬蔵は、万延元年(1860)6月、柿原亀三郎とクニ夫妻の長男として秩父郡大宮郷(秩父市)で生まれた。幼名は吟三郎であった。

柿原家は、もともとは近江国(滋賀県)大津藩の藩士で、江戸時代末期、初代萬蔵の時に江戸に出て商人となり、そして、その子の善三郎が今から200年程前に野上村(長湊町)の飯島利兵衛の姉エイと結婚したことが縁で秩父に移り、2代目萬蔵を名乗ったことから始まる。

以後、柿原家は代々萬蔵を名乗り、秩父で

広く絹織物の買継業を営んだ。

嘉永6年(1853)6月、ペリーは軍艦4隻を率いて浦賀に来航、大統領国書を携えて開港を求め、日米和親条約を締結、安政6年(1859)5月、横浜を開港させた。

丁度その頃、ヨーロッパで微粒子病という蚕病が流行したことから生糸の生産が激減していたことも幸いし、生糸が多量に輸出され、幕末の安政年間には生糸を横浜に運ばば帰りには同じ目方の金が運んでこられたといわれるほど高値になっていた。

秩父においても生糸の値段が良くなるにつ

れ、養蚕が盛んになり多量の生糸生産がなされるようになっていった。

それに伴い、生糸を利用した秩父縞の生産も盛んになっていった。

柿原家はこの秩父縞などの買い継ぎを業としていた家であった。

吟三郎は柿原家としては5代目であったが、父が祖父より早く死去したため、20歳代半ばで家督を譲られ、4代目萬蔵となった。

そして、それを機会に高麗郡中山村（飯能市）の平沼寅吉の長女イサ子と結婚したのであった。

萬蔵は、家業の絹織物の買継商を継いで以来、秩父絹織物の販路拡充のための製品の改良と統一をはかる必要を訴え、明治28年（1895）、柿原家とともに秩父を代表する絹織物買継商の大森喜右衛門らと協力して、秩父織物同業組合を設立、生産設備の改善・拡張、製品の統一化、販路拡充などを図った。

組合長には元秩父警察署長で当時蚕糸業組合長であった柏崎才一に要請し、自らは副組合長として、秩父蚕糸業の振興に努めた。



柿原萬蔵の生家（現・秩父ふるさと館）

2. 西武商工銀行を設立

明治27年5月、大森喜右衛門は、同業の絹織物買継商とともに資本金5万円の秩父銀行を設立、そして大正10年に同じ秩父町にあった大宮貯蓄銀行を、翌11年に下吉田村の武毛銀行を、さらに15年には小鹿野町の小鹿野銀行を次々に合併吸収し、資本金も、180万円となる銀行にしていった。

大森喜右衛門とともに秩父における絹織物買継を二分する勢力を持つ柿原萬蔵としても秩父銀行の取締役として参画はしているものの、自らの銀行を持つことを願っていた。

そんな折、野上銀行が休業同然になっているのを知り、早速、この銀行を手に入れることに成功したのであった。この野上銀行は秩父郡野上町の酒造家である野口惣右衛門を中心として、明治29年9月に設立されていたが、設立して間もなく、野口家が破産してしまったことから、休業同然となっていたのであった。

明治32年（1899）6月、萬蔵はこの野上銀行を大宮町に移し、名称も西武商工銀行と改称し、資本金10万円で再出発させたのであった。

頭取には柿原家の分家で頭脳明晰として定評のある柿原定吉を推し、自身はその取締役となって、大正9年に資本金100万円に増資するとともに名称も西武銀行と改め、大滝、野上に支店を設置していった。

そんな両銀行も昭和12年（1937）には、11年に国立銀行として川越に設立された第八十五銀行に買収され、その幕を閉じることとなった。

そして、この第八十五銀行も戦時下の昭和18年7月、政府の1県1行主義の方針により、浦和の武州銀行、行田の忍商業銀行、飯能の飯能銀行とともに埼玉銀行（埼玉りそな銀行）として再編成されている。

3. 鉄道を計画

萬蔵が生まれた頃の秩父は、道も悪く、その上、峠を越さなければ隣村まで行けないほど不便な地であった。

萬蔵は近くの羊山ひつじやまから自分が暮らしている秩父を眺めては、かつて父親に連れて行って貰った横浜で見た汽車を思い出し、鉄道があれば暮らしが楽になるのにと、常に思っていた。

明治16年（1883）7月、日本鉄道会社線（JR線）の上野・熊谷間が開通した。開設

された駅は上野、王子、浦和、上尾、鴻巣、熊谷の6駅、列車の運行数は1日2往復で、所要時間は2時間24分であった。現在、JR高崎線における所要時間が約1時間であるから、ずいぶんゆっくりとした旅であった。

その翌17年6月、日本鉄道が高崎まで延長され、本県内に深谷と本庄の2駅が新たに開業した。

この本庄駅の開設により、秩父地方と日本鉄道線をつなぐ新道の開削が大宮町の人々によって計画され、明治19年(1886)、秩父と本庄を結ぶ県道が開通した。この道路は秩父地方と日本鉄道会社線を結ぶ唯一の道路として、人馬の往来、米・麦など食糧の移入、木材や薪炭の搬出など、秩父地方の産業文化の発展に大きく貢献することとなった。

しかし、萬蔵は「鉄道にすぐれるものはない。秩父を発展させるためにはなんとしても鉄道が必要だ」と強く思っていた。

萬蔵は、秩父地方の産業開発・振興には物資輸送網として鉄道の整備が不可欠であることを説いて回ったが、賛同する者がなかなか現れなかった。やがて、秩父大宮町の柿原竹三郎、宮前藤十郎、福島七兵衛、大森喜右衛門、熊谷町の松本平蔵、竹井澗如、及び寄居町の湯本友蔵などの地域の有力者らの説得に成功し、その協力のもと、「上武鉄道期成同盟会」を組織して、明治27年(1894)4月28日、逓信大臣に「上武鉄道株式会社創立願^{ていしん}」を提出したのであった。

4. 熊谷・寄居間の鉄道開設

萬蔵の当初の計画では秩父・館林間に鉄道を敷設することから両国名の頭文字をとって上武鉄道と名付けたのであったが、建設費がかさむことから、当面は大宮町(秩父市)と日本鉄道会社線の駅とを結ぶ区間となり、接続駅の選定に深谷駅、本庄駅、熊谷駅との3案が比較検討された。

まず、第1案の深谷駅については賛同者が

少なく株式募集の見込みが立たないと判断され、第2案の本庄駅についても既に県道が開設されており、その上、地勢上からみても鉄道建設に多額な経費が見込まれることから、平坦地であり、賛同者が多く資金が集まりそうな第3案の熊谷駅が選定された。

そして、熊谷・大宮間48.3キロメートルの鉄道建設を当面の目標とした上武鉄道株式会社が設立されたのであった。勿論、初代社長には柿原萬蔵が就任したことは言うまでもない。

会社設立したものの設立資金として公募した1万8千株、90万円の資金は、株に関する認識不足と事業目的に賛同しながらも実現を危ぶむ声が多く、全額徴収に至らないまま、明治33年(1900)4月22日、熊谷を起点としての工事が着工された。工事は大きな橋梁もなく、平坦地の畑や平地林という好条件にも恵まれて順調に進展し、翌34年9月12日、寄居までの18.4キロメートルが完成し、その10月7日に開業となった。

人々は、初めて見る汽車を驚きと喜びでもって迎え、その素晴らしさに感嘆し、連日、弁当持参での見物客で賑わったという。

しかし、この裏では日清戦争後の余波を受けた経済不況から、なかなか資金が集まらず、萬蔵を始め役員らの私財を投じての完成であった。

5. 萬蔵、病に倒れる

萬蔵の夢は秩父への鉄道の乗り入れであった。

しかし、資金不足から多くの役員からも中断はやむを得ないとする意見が出されたが、萬蔵は、「このまま中止しては到底、秩父への延長は思いもよらず、この上は柿原が骨と肉を並べてレール代用としても波久礼駅までは建設したい」と涙ながらに訴え、株主や住民を説得してまわったのであった。

萬蔵は酒を飲まなかったが、鉄道に関する酒席には必ず出席し最後の一人となるまで付き合った。酒に弱い萬蔵は常にハンカチを2

枚持っていた。酒を勧められて飲まなければならぬ時は何杯でも快く受けては他人の気づかぬ時にハンカチに酒を吐き出していた。また、もう1枚は鉄道問題で理屈をならべ管をまいて迫る人に対しては「降参」の印に白いハンカチを振ったという。

この話は『柿原萬蔵翁傳』に取り上げられているエピソードであるが、萬蔵の心情がうかがえる逸話である。

こんな苦勞の末の明治36年(1903)4月11日、ようやく波久礼駅まで延長されたのであった。

1日7往復の汽車が、熊谷・波久礼間を走る姿を見て、萬蔵は秩父への開発への第一歩が踏み出されたと大いに満足であった。

しかしながら、営業成績は必ずしも順調ではなかったことから、その先の延長工事はまなならぬものがあった。

萬蔵にとって如何ともしがたかったのが資金不足である。そこで萬蔵が考えついたのが、既設の鉄道を担保にして金を借りることで、つまり、「鉄道抵当社債」を興して三井信託会社から10万円を借り入れ、一時的に急場をしのぐとするものであった。

しかし、この萬蔵の名案も株主には理解されず否決されてしまった。三井が10万円で上武鉄道を奪取しようとする野心かも知れない。折角、建設した自分達の鉄道が三井のものになってしまうのでは、との懸念が大半を占めたのであった。

頼みの社債案も否決され、途方にくれる最中、萬蔵は日頃の心勞から体調を崩し始め、床に伏す日が続くようになった。

そんなある日、萬蔵は分家で義弟の柿原定吉を呼び、「鉄道が敷ければ必ず秩父は発展する。みんなが待っている。どうか工事を続けて欲しい。そのためにも社長を引き受けて欲しい」と涙を流して頼んだ。

6. 秩父大宮までの延伸

2代目社長となった柿原定吉は、萬蔵の夢を達成させるべく努力するも、資金不足は何ともしがたかった。

定吉はついに、郷土の偉人である渋沢栄一に援助を請うこととし、当時、日本煉瓦社長であった諸井恒平の仲介で王子の渋沢邸を訪問、渋沢栄一に上武鉄道の真の使命と現況を訴え、援助を要請したのであった。栄一は「目的の大宮町まで敷設して果たして採算があるものか調査してから考えたい」と言い、その場で恒平にその調査を命じた。

恒平は、風光明媚な観光資源もさることながら、かつて東京大学の本多静六博士が指摘した武甲山の石灰岩の活用等、この鉄道の採算性は十分あると考え、栄一にその旨を報告した。

これを受けた栄一は、早速、援助を決定、諸井恒平を取締役として参画させることを条件に40万円を融資してくれたのであった。

これを病床で聞いた萬蔵は、渋沢子爵の偉大さに敬服するとともに感謝し、しばし病苦を忘れるほどの喜びであった。

そして、定吉は幾多の難工事を克服して、明治44年9月14日、国神村(皆野村)の金崎駅まで開通させたのであった。

この区間は荒川に沿っていることから遊覧列車の感があり、その上、終点の金崎駅が地質学上の折紙を付けられた長湍ということから評判となった。さらに「秩父郡の入口を支那の武陵桃源とすれば其の奥は展開せし桃源洞の光景にして環境の山河相困んで色とりどりの風光限り無き」と絶賛され、沿線は避暑地に別荘地にと、今までの不況を取り戻すような盛況となった。

鉄道収入は増加し、会社発足以来の高配当を出すなど夢のような事態となった。

萬蔵は、この盛況を聞くに自らの考えが間違っていなかったことを改めて感じるのであった。

取締役会は早速、大宮町への延伸を決議し、武甲山を目指し、工事に着手した。

当初開設された路線は、長瀨駅から県立自然史博物館前を経て、上長瀨駅の先で現在の路線を横切り、金崎駅までに達するというものであったが、その場所からの荒川への架橋は困難とされ、現在の秩父鉄道のルートに変更して、大正3年(1914)10月27日、大宮駅(秩父駅)まで開通された。

そして、大正5年に大宮町が秩父町と改称したことにより、社名も秩父鉄道株式会社と改めるとともに、翌6年9月27日には当面の目標である武甲山の入口としての武甲駅まで延伸させたのであった。

7. あとがき

萬蔵の信念を引き継いだ定吉は、萬蔵の当初の願い通り、熊谷・秩父間、それに加えて武甲駅まで完成させたのであったから、萬蔵の喜びは一人^{ひとしお}であった。

そんな萬蔵も、この理想とする区間の開通と、鉄道の盛況振りに満足したのか、今までの疲れを癒すように秩父市の自宅で永遠の眠りについたのであった。ほのかな笑みを浮かべ、満足したような安らかな最後であったという。大正8年(1919)5月12日午前1時、享年60歳であった。法名は莊嚴院隋營樂道常念居士で、秩父市東町の惣円寺に葬られた。

定吉は、その後、大正11年に秩父セメント株式会社が設立されたのを機会に鉄道も全線電化するとともに、熊谷・羽生間の北武鉄道を合併、一部東武線経由となるものの、萬蔵の念願とする館林まで開通させたのであった。

定吉は、萬蔵から涙ながらに頼まれた言葉を常に胸に秘め、萬蔵の身代わりとして、鉄道建設に全身を投入してきた。その約束もようやく果たせたと思った。

定吉は、取締役会で三峰口までの延伸が議決されたのを機会に、一切を諸井恒平に委ね、引退したのであった。大正14年のことであった。

3代目社長となった諸井恒平は、その後、武甲駅の手前の影森駅から鉄道を分岐し、昭和5年3月15日に現在の終点の三峰口駅まで開通させたのであった。

この完成により、今まで人や馬車に頼っていたものが、鉄道に代わり迅速に多量の物資が運搬されるようになり、名実ともに秩父の産業や文化を発展させる大きな原動力となっていた。

これも、柿原萬蔵の努力の結果であり、その功績は計り知れないほど偉大なものであった。

昭和14年5月、秩父セメント社長の諸井恒平ら遺徳を慕う人々によって萬蔵翁頌徳会が組織され、羊山公園に萬蔵の銅像が建立された。彫像は、板垣退助像、山県有朋像を制作するとともに、のちに長崎平和祈念像を制作し、文化勲章を授与された東京美術学校(東京芸術大学)の北村西望教授に依頼された。

北村西望は、これが縁で昭和20年3月から3年ほど、矢那瀬村(長瀨町)の高徳寺に東京の戦火を逃れ疎開しており、西望の長男も秩父で知り合った萬蔵の曾孫と結婚している。

この銅像も残念ながら太平洋戦争の際に一時取り除かれていたが、昭和28年に諸井貫一秩父セメント社長の発意により再建立されて現在に至っている。



羊山公園に建つ柿原萬蔵像

告知板

コスト構造改革プログラム策定 4つの独自策で38の具体策を展開

関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、公共事業コスト構造改革アクションプログラム（関東版）を策定発表した。この中では、「設計精度の向上・設計変更業務の改善（設計変更の適正化）」「工事発注における本局・事務所の連携強化」など4つの独自策を含む38の具体策を展開する。プログラムではそれぞれのチェックポイントを段階ごとに区分・明文化・双方の連携を強化することで、円滑な事業執行とコスト縮減を図ることとしている。

件数削減・品質確保など4視点から設計変更の適正化

独自に盛り込まれた具体策のうち、「設計

変更の適正化」では、品質確保と設計変更件数の削減など4つの視点から8つの具体策を実施する。同時に受注者側のコンサルタントや施工業者に対して①現場条件に整合した設計②品質の確保③品質管理・品質保証の充実の3つの施策を求めている。

同局では4月から「設計変更ガイドライン」の運用を開始する方針で、他の具体策についても今後さらに検討を重ね、設計変更業務の円滑化や効率化につなげていくとしている。

今回の施策を作成する上で、まず、設計変更の現状と課題と、課題への対応を体系化するとともに、発注者、受注者それぞれが取り

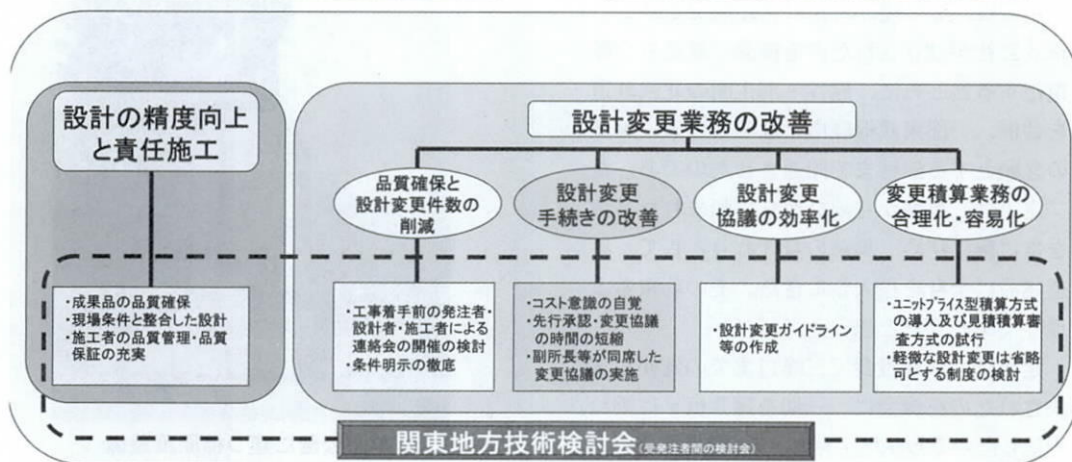
設計の精度向上と設計変更業務の改善によるコスト縮減の実現

現状

- ・設計変更による増額件数の増大
- ・設計変更時に時間を要する
- ・設計変更を誘発する発注

課題

- ・概略設計等の設計精度の向上
- ・設計変更内容の妥当性の検証
- ・設計変更協議の適正化



組む施策を整理、受注者側については設計の精度向上と責任施工の観点から、コンサルタントには成果品の品質確保・現場条件と整合した設計を、施工者には品質管理・保証の充実をそれぞれ図るよう徹底する。

一方、発注者については、①品質確保と設計変更件数の削減②設計変更手続きの改善③設計変更協議の効率化④変更積算業務の合理化・容易化—の4つの視点から設計変更業務の改善を図る8つの具体策をあげた。

品質確保と変更件数削減では、着工前に発注者・設計者・施工者の3者による打ち合わせを開催するとともに、施工条件の明示を徹底する。条件明示については、これまで明示の徹底を求める通達が数回出されているものの、実効性に欠けるため、新たに徹底策を検討する。

手続き改善の具体策では、コスト意識の自覚や発注者の発議による先行承認・変更協議に必要な時間の短縮、副所長などが同席した合議的な協議を提示。合議的な協議は意思決

定を迅速に行うことをねらいとし、本年度中にも実施する意向。

また、変更協議の効率化に向けては「設計変更ガイドライン案」を的確に運用するとしており、4月から開始する。同ガイドライン案は設計変更の進め方をまとめた技術職員用のマニュアル。

変更積算の合理化・効率化では、ユニットプライス積算方式および見積積算審査方式の円滑な試行運用を図り、軽微な変更時には作成書類を一部省略できる制度の検討を進めるとしている。

コスト縮減に表彰制度

このほか、コスト縮減のインセンティブ付与策として優れた成果を上げた受・発注者を讃える「表彰制度」を創設。技術開発などを積極的に導入した提案で一定のコスト縮減を達成した工事・業務案件を表彰するもので、他の整備局にはない独自の取り組み。開始時期としては17年7月表彰分からとなりそうだ。

工事発注までの局と事務所の連携強化によるコスト縮減

概要： 設計から工事発注までの各段階において局と事務所間で打合せによる審査、確認、助言を行い、円滑な事業執行及びコスト縮減を図る。

事務所のチェックポイント

局の主なチェックポイント

予備(概略)設計段階における局と事務所の打合せ



・周辺状況との整合性の確認
・縦断線形の確認

・構造形式の決定(比較検討の確認、助言)
・技術基準との整合性の確認、助言

詳細設計段階における局と事務所の打合せ



・現場条件との整合性の確認
・構造細目の確認
・構造計算の確認
・技術基準との整合性の確認

・施工方法等の確認、助言
・コスト縮減内容の確認、助言
・仮設方法の確認、助言
・新技術採用の確認、助言

工事発注段階における局と事務所の打合せ



・発注方式の検討
・発注単位の検討
・施工手順の確認
・設計、積算

・発注方式の確認、助言
・発注単位の確認、助言
・コスト縮減の工夫
・設計、積算の審査
・条件明示の確認、助言

工事発注

選定内容は、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能・性能を低下させることなく、請負代金低減を可能とした工事材料、施工方法などに対する提案、一定のコスト削減を達成している工事のほか、事務所長らによる推薦も対象となる。

業務に関しては著しいコスト削減となる案

件を対象としており、その性質から測量・調査などよりも工事設計に登用される可能性がある。

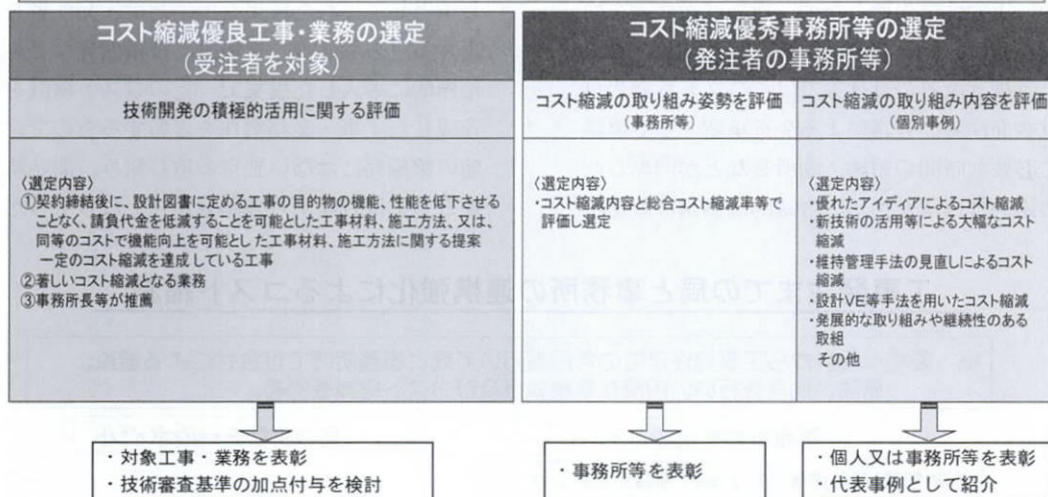
なお、表彰は、受注者だけでなく発注者も対象となり、コスト削減の取り組み姿勢を評価し、優秀な出先事務所や職員を選定する。

コスト削減の取り組み内容や取り組み姿勢を踏まえ、優良な工事・業務、優秀な事務所等を表彰

概要：

更なるコスト削減の取り組みの一環として、コスト削減意欲の向上を目指し、技術開発等を積極的に導入した提案により、一定のコスト削減を達成した工事・業務には「コスト削減優良工事・業務」として、表彰するとともに技術審査基準の加付付与を検討。

また、コスト削減の取り組み内容や取り組み姿勢を評価し、優秀な事務所等の表彰を検討。



関東地方整備局公共事業コスト構造改革プログラム

- 位置付け ①「関東地方整備局公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」をより発展的、広範囲な施策や基準の変更、ガイドラインといった政策的な取組をまとめたもの。
- ②直ちに実施できる政策のみではなく、検討、試行、他省庁との調整を行った上で実施に移行する施策を含む。
- ③必要に応じて施策を追加、変更し、プログラムを更新する

【具体的施策】

(1) 事業のスピードアップ	【1】合意形成・協議・手続きの改善	<ol style="list-style-type: none"> 1. 構想段階からの合意形成手続きを導入、推進する 2. 「協議・手続きの総点検」に基づき、関係省庁とも調整し、協議・手続きの迅速化・簡素化を図る
	【2】事業の重点化・集中化	<ol style="list-style-type: none"> 3. 事業評価を厳格に実施し、事業箇所を厳選する 4. 完成時期を予め明示するなど事業の進捗管理を徹底するとともに、総事業費管理の導入を検討する
	【3】用地・補償の円滑化	<ol style="list-style-type: none"> 5. 地籍調査を促進するとともに、計画段階から土地情報を把握する 6. 土地収用法を積極的に活用するとともに、補償金仲裁制度の活用を図る 7. 代替地情報提供システムの活用等により生活再建対策を推進する 8. 用地取得業務に民間活力を活用する
(2) 計画・設計から管理までの各段階における最適化	【1】計画・設計の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 9. 基準類の性能規定化を推進するとともに、限界状態設計法への移行を図る 10. 営繕事業に関する技術基準を統一する 11. 地域の実情にあった企画（ローカルルール）の設定を促進する 12. 技術革新等により計画・設計を大胆に見直す 13. 設計VEにおいて、必要に応じて専門家の活用を図る 14. 平成15年度に設計の総点検を行う
	【2】新技術の活用	<ol style="list-style-type: none"> 15. 新技術活用を促進するための環境を整備するとともに、数値目標の設定等の取り組みを実施する 16. 必要な技術開発テーマを公表すること等により民間の技術開発のリスクを低減する 17. ライフサイクルコストを縮減する技術開発を推進するとともに新技術を活用した維持管理を推進する

<p>(2)</p> <p>計画・設計から管理までの各段階における最適化</p>	<p>【3】 管理の見直し</p>	<p>18. 地域住民等の参画による維持管理を推進する</p> <p>19. ITを活用した施設管理等に推進する</p> <p>20. 地域の実情等に応じた管理水準を見直す</p> <p>21. アセットマネジメント手法等、ライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理を行う</p> <p>22. 既存ストックを有効利用し、適正な管理を推進し、新設・更新費を低減するとともに、早期の効果発現を図る</p>
<p>(3)</p> <p>調達最適化</p>	<p>【1】 入札・契約の見直し</p>	<p>23. 国庫債務負担行為の積極的活用を推進する</p> <p>24. 工事発注の手続き期間の短縮により適正な発注ロット設定を妨げない環境を整備する</p> <p>25. 民間の技術力の結集を目的とし、提案と対話による技術力競争を重視した調達方式を試行する</p> <p>26. 総合評価落札方式等の技術力による競争を一層推進する</p> <p>27. 優れた企業による競争を推進するため、企業の持つ技術力（＝工事成績、工事の技術的難易度等）を適正に評価し、業者選定に当たり技術力を評価できる環境を整備する</p> <p>28. 発注者責任を明確化し、確実に遂行するための環境を整備する</p> <p>29. 電子調達を推進する</p> <p>30. 民間の資金・能力を活用する多様な社会資本整備・管理手法の導入を検討し、推進する</p> <p>31. コスト意識の向上等のための支払方法を改善する</p>
	<p>【2】 積算の見直し</p>	<p>32. 「積み上げ方式」から歩掛を用いない「施工単価方式」への積算体系の転換に向けた試行を行う</p> <p>33. 市場単価方式の拡大を図る</p> <p>34. 資材単価等について見積徴収方式を積極的に活用するとともに、資材単価等の市場性の向上について検討する</p>
<p>(4)</p> <p>その他</p>	<p>【1】 コスト縮減に向けた技術力のアップ</p> <p>【2】 設計施工の最適化</p> <p>【3】 コスト縮減意欲の向上</p>	<p>35. 職員の更なる技術力向上に向けた環境整備</p> <p>36. 設計の精度向上と設計変更業務の改善により的確なコスト縮減の実現</p> <p>37. 工事発注における局と事務所の連携強化によるコスト縮減</p> <p>38. コスト縮減の取り組み内容等を踏まえた優良工事、業務の表彰、優秀事務所表彰</p>

建設業法関係告示の一部を改正

平成17年2月23日付けで、建設業法関係告示の一部を改正する告示が施行された。今回の告示改正は、技能検定の受験資格として課せられる実務経験年数が短縮されたことに伴い、国土交通大臣が技能検定試験の合格者に対し認めている営業所専任技術者資格、主任技術者資格および技術検定資格について、所要の実務経験を課すもの。

また、技術部門の名称変更に対応し、技術検定の学科試験の全部免除に係る規定を改定するもの。

1. 一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者資格について

建設業の業種に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する2級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、当該業種に関する一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者としての資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、1級の技能検定に合格した者及び平成15年度以前に2級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者としての資格要件	2級の技能検定に合格した後、当該業種の建設工事に <u>関し1年以上の実務経験を有する者</u>	2級の技能検定に合格した後、当該業種の建設工事に <u>関し3年以上の実務経験を有する者</u>

2. 1級技術検定の受験資格について（管工事施工管理・造園施工管理）

技術検定の種目に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する1級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、1級の技術検定の受験資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、平成15年度以前に1級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
1級技術検定の受験資格要件（管工事施工管理・造園施工管理）	1級の技能検定に合格した者	1級の技能検定に合格した者であって、 <u>受験する種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む10年以上の実務経験を有する者</u>

3. 2級技術検定の受験資格について

（建築施工管理〔躯体・仕上げ〕・管工事施工管理・造園施工管理）

技術検定の種目（又は種別）に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する2級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、2級の技術検定の受験資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、1級の技能検定に合格した者及び平成15年度以前に2級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
2級技術検定の受験資格要件（建築施工管理〔駆体・仕上げ〕・管工事施工管理・造園施工管理）	2級の技能検定に合格した者	2級の技能検定に合格した者であって、 <u>受験する種目（又は種別）</u> に関し4年以上の実務経験を有する者

4. 技術検定の学科試験の全部免除について

（土木施工管理・電気工事施工管理・管工事施工管理・造園施工管理）

平成17年度の技術検定より、技術検定の学科試験の全部が免除される技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験の技術部門（又は選択科目）は下表のとおりとする。なお、下表の免除規定は、既に官報にて平成17年度の実施計画を公表している技術検定についても適用するので、該当のものは指定試験機関まで確認されたい。

免除を受けることができる技術士の技術部門 （〔 〕は選択科目）	免除の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・上下水道部門（旧 水道部門） ・農業部門〔農業土木〕 ・森林部門〔森林土木〕（旧 林業部門） ・水産部門〔水産土木〕 ・総合技術監理部門 （建設、上下水道、農業〔農業土木〕、森林〔森林土木〕、水産〔水産土木〕） 	土木施工監理技術検定の学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子部門（旧 電気・電子部門） ・建設部門 ・総合技術監理部門〔電気電子、建設〕 	電気工事施工監理技術検定の学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・機械部門 〔流体力学（旧 流体機械）、熱工学（旧 冷暖房及び冷凍機械）〕 ・上下水道部門（旧 水道部門） ・衛生工学部門 ・総合技術監理部門 （機械〔流体力学、熱工学〕、上下水道、衛生工学） 	管工事施工管理技術検定の学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門（農業土木） ・森林部門〔林業、森林土木〕（旧 林業部門） ・総合技術監理部門 （建設、農業〔農業土木〕、森林〔林業、森林土木〕） 	造園施工監理技術検定の学科試験の全部

18年度から労働安全衛生法が改正 今国会へ改正法案提出

厚生労働省は、労働安全衛生法対策の充実を図るため、次のとおり関係法律の改正案を今国会に提出する。

特に建設業に関係するのは、労働安全衛生法および労働保険の保険料の徴収などに関する法律の改正で、改正法案の国会提出は3月中旬頃、また、改正法は一部を除いて平成18年4月1日から施行される予定となっている。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

〈労働者の生命や生活に関わる問題の深刻化〉

企業間競争の激化、働き方の多様化が進む中で、
・自主的な安全衛生活動の不足に伴う重大災害の発生
・業務の集中する層の長時間労働に伴う健康障害の増加や、子育て世代の生活時間の確保の困難化
・移動に際しての保護の拡充が必要な単身赴任者、複数就業者の増加
など労働者の生命や生活に関わる問題が深刻化。

〈関係法律の見直しによる関係者の自主的な取組の促進等〉

1. 労働安全衛生法の一部改正

- (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実
 - ① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、事業者の自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者については、機械等に係る事前の届出義務を免除すること
 - ② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること
 - ③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること
 - ④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととすること
- (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実
事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと

2. 労働者災害補償保険法の一部改正

単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動、複数就業者の事業場間の移動を、通勤災害保護制度の対象とすること

3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

有期事業に係るメリット増減幅(現行35%)を継続事業と同じ40%とすること

4. 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

- (1) 「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進を図る法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものに改善するための法律に改めるとともに、法律の題名等を改めること
- (2) 「目標」を掲げる「労働時間短縮推進計画」(閣議決定)をやめて、事業主の参考とする「指針」を厚生労働大臣が定めることとすること
- (3) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、事業場における労使の自主的取組を促進すること
- (4) 公益法人改革の観点から、指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること

○ 施行期日:平成18年4月1日(ただし、1.の(1)の②は平成18年12月1日)を予定。

分譲及びリース成約報酬制度について

企業局管理部分譲推進課

建産連ニュース97号でもお知らせしましたが、埼玉県企業局では、工業団地に立地を検討されている企業の情報を広く収集するため、成約に結びついた企業情報の提供に対し、一定の報酬を支払う制度を施行しております。

これまで、建設業の方などから当制度を利用して様々な企業を紹介していただき、それにより成約に結びついたものも数多くあります。そこで、より多くの方に知っていただきたく改めて当制度の案内をさせていただきます。

なお、今までは分譲のみが当制度の対象でしたが、今年1月からリースによる成約も対象としました。現在リース制度を導入しているのは秩父みどりが丘工業団地のみとなっております。また、以前は報酬額の上限（3,000万円）を設けておりましたが、昨年度撤廃しました。制度の概要は下記のとおりです。

記

1 立地検討企業情報の提供

埼玉県企業局が分譲している工業団地・産業団地の購入もしくはリースを検討されている企業（以下「検討企業」といいます。）の情報を、購入検討情報提供書もしくはリース検討情報提供書（以下「提供書」といいます。）の提出により提供していただきます。なお、企業局が検討企業と既に直接交渉している案件、及び既立地企業が同一団地内の用地を拡張購入しようとする場合は、提供書を提出することはできません。

2 提供書の提出資格

提供書を提出していただけるのは、次のいずれかに該当する法人（1.は個人を含む。）です。

- ・ 宅地建物取引業法に定める宅地建物取引業者
- ・ 宅地建物取引業法第77条に規定する信託業務を兼営する銀行
- ・ 建設業法に定める建設業者及び建築設計業者
- ・ 社団法人リース事業協会の会員であるリース業者
- ・ 埼玉県企業局が造成した工業団地・産業団地の既立地企業

3 報酬額及び支払時期

	普通分譲	割賦分譲	使用貸借特約付分譲	リース
報酬額	分譲代金の3%（1万円未満切捨、消費税等含）			月額賃料1か月分（ μ ）
支払時期	分譲代金完済後	頭金納入後		保証金納入後

詳細については以下までお問い合わせください。なお、提供書の様式についてはホームページにも掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

埼玉県企業局管理部分譲推進課（電話048-830-7123）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>

2004年

彩の国さいたま 景観賞受賞作品の紹介

彩の国さいたま景観賞実行委員会（会長・上田知事、県と埼玉建築士会、埼玉県建築士事務所協会、埼玉県建設業協会、埼玉県造園業協会の5者で構成）は、2004年（第18回）彩の国さいたま「景観賞」5作品、「みどりの特別賞」3作品、「心に潤い特別賞」3作品の計11点を選定、2月16日に浦和東武ホテルで表彰式を行った。
受賞作品を紹介する。

景観賞

キャメリア（共同住宅・公益施設）・川口市

建築主 川口本町4丁目地区市街地再開発組合
設計者 久米・アイテック共同企業体
施工者 清水・西武・建興・川土特定建設
工事共同企業体

川口市中心部の市街地再開発である。住宅とショッピング、市民施設を含めた複合建築で、まちの活性化に視点を据えたきめの細かい配慮がなされている。街路や通り抜け通路、それに面する店舗のデザインや色彩を華やかさのある統一感でまとめ、まちに品のよい明るさをもたらしている。高層住宅部分も、近景、中景、遠景ともにまちの環境向上に寄与している。



太陽軒（飲食店）・川越市

建築主 太陽軒
設計者 照井春郎+東海大学羽生研究室
施工者 丸ネ木材

蔵造りの多い川越の古い町並みの中に挿入された洋食屋で、大正ロマンをさらに成熟させた昭和初期のデザインを、みごとに再生している。生きた町並みは、幾つかの時代の建築が重層することによって、さらにその魅力を増すよい例である。かつてモボ、モガが集まったまちのチャージング・ポイントが現在に甦ることで、歴史の記憶が新しくまちの魅力となっている。



学校法人三室戸学園東邦音楽大学グランツァール（音楽ホール）・川越市

建築主 学校法人三室戸学園
設計者 野生司義光
施工者 大成・山口建設共同企業体

大学キャンパスの道路側に面して、シンプルでありながら環境に寄与する質の高いデザインを見せている。緩やかにカーブする外観は、日射の変化により表情を変え、ロビー1階部分のガラスの透明性は内外の景色を融和させている。道路側に緑の緩衝地帯を設け、ロビー外側には芝生のマウンドをつくり、壁をその上に浮かせて、軽快な造形美を際立たせている。



大利根町童謡のふる里図書館「ノイエ」(図書館)・大利根町

建築主 大利根町
設計者 和設計事務所
施工者 秋山建設

由緒ある屋敷林を敷地として、移築された民家、大屋根が掛けられた開架閲覧棟、白壁の棟の3棟が、豊かなハーモニーを奏でている。とくに子どもの施設として使われている民家は、原形を留め古く懐かしい木組みを内部に見せながらも、縁側をガラス戸で覆うなど、使い勝手をよくし、新旧をみごとな対比で生かしている。愛情の感じられる全体の構成がすばらしい。



北部拠点宮原地区のまちなみ（まちなみ）・さいたま市

事業主体 さいたま市北部拠点宮原地区
まちづくり協議会

工場跡地の再開発である。低層と高層の集合住宅を組み合わせ、それにショッピング施設、公園などを含めて、全体に巧みなデザイン・コントロールがなされている。電線は地中化され、街路の緑が豊かに繁り、歩道やストリート、ファニチュアも環境に寄与するデザインで、すぐれた住環境が整備されている。南側に広がる公園も、シンプルで好ましい空間となっている。



みどりの特別賞

見沼自然公園（公園）・さいたま市

事業者 さいたま市

南北に細長く続く見沼たんぼの一角を占める自然公園で、樹木が点在する広い芝生の庭に続いて水のある湿地帯と隣接するさぎ山などの雑木林が一体になって、心懐かしい風景が保存されている。水辺には鳥が遊び、春夏秋冬、いずれの時期も四季の移ろいを感じさせ、訪れる人びとを和ませてくれる。次の時代にこのまま引き継いでいきたい自然の景観である。



なんぼの道（緑道）・大井町

事業者 大井町大井・苗間第一土地区画整理組合

大井町を流れる砂川堀に沿ったウッド・デッキの散歩道である。住宅地との間に緑の緩衝地帯を設け、対岸の東原観水公園の桜並木、その後ろの大井弁天の森と合わせて、心豊かな散歩が楽しめる。波を意図するオブジェなどがところどころに配されていて、散歩を飽きさせることがない。川と散歩道を隔てるフェンスも景観を乱さないデザインとなっている。



川の小径（歩行空間・まちなみ）・川越市

事業者 独立行政法人都市再生機構
埼玉地域支社

10年以上経った住宅地であるが、つくられたときよりも良好な住環境として育っていることが感じられる。家々の植栽も手入れが行き届き、植栽の一部は歩道まで張り出し、「川の小径」と名付けられた道路のデザインと馴染んでいる。緑といっしょになって豊かな成長を遂げつつある住宅地は、これからの居住環境のあり方として範となるものであるといえよう。



心に潤い特別賞

見沼ファーム 21 の市民参加の米づくり (田園風景・活動)・さいたま市

活動団体 見沼ファーム 21

のどかな田園風景がいまに残る見沼田んぼは、貴重な自然景観である。田園の景観は、使うことによって保持される。見沼ファーム21は、市民参加によって田植え、草取り、収穫までを体験させ、豊かな田園の恵みを実感させる。毎年参加者は300人にのぼる。また子どもたちのためにどろんこ水田をつくるなど、見沼田んぼの保全に大きな役割を果たしている。



深谷オープンガーデン (まちづくりの活動)・深谷市

活動団体 深谷オープンガーデン花仲間

閑静な住宅地であるこの地区に入ると、家々や道路際に、さまざまな花が咲き誇っているのが見られる。イギリスのオープンガーデンを見習って、花仲間が集い、楽しみながら家や公共の空地に市の了解を得て花の種を蒔き、育てている。点から面へと花づくりを広げていく取り組みは、まちを美化し、環境をより豊かにするために、これからさらなる効果が期待できる。



有限会社龕建築デザイン (事務所・まちなみ)・狭山市

建築主 龕建築デザイン

道路沿いの細長い敷地に、木造とコンクリート造の2棟がほどよく間を空けて建ち、2階をスチールのテラスでつないでいる。後ろの小高い雑木林を借景として、道路側の植栽もそれと呼応している。またテラスには木々の緑が覆いかぶさり、自然と人工の好ましい関係が成立している。さりげないデザインと構成であるが、近隣や道行く人の心を和ませる環境となっている。



建産連 だより

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

NetDeskのご案内

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回はインターネット保証サービス「NetDesk（ネットデスク）」をご紹介します。

ネットデスクは、お客様にとっての保証契約手続きを「より簡単に、より確実にしたい」をコンセプトに、保証申込から払出依頼書作成までの一連の手続きを可能にしました。

また、手続の進捗状況や前払金の払出予定などをリアルタイムで確認できるほか、任意の事業所をグループ化し効率的に管理を行うこともできます。

「実際にはどんな感じなんだろう」、「使ってみたいけどパソコンは苦手…」、そのようなお客様は当社ホームページ専用アドレス (<http://www.ejcs.co.jp/netdesk/>) にアクセスしていただき、是非ネットデスクの操作体験版をご利用ください。

皆様の「大変だ…、困った…」が「カンタン！、助かった！」への一助となれば幸いです。

○埼玉県電気工事工業組合

FTTH（光ファイバー敷設工事） 事業に組合員が参入

当工組は2月10日、組合会館の2階大会議室において、FTTH事業参入希望者会議を開催した。組合員70社が参加し、活発な意見

交換が行われた。会議の開催にあたり、小澤浩二理事長から「電気工事業者の将来の事業のあり方に鑑み、FTTH事業参入の必要性和重要性は歴然としており、この事業の将来性は拡大する方向にある。これに参入を希望する皆様の企業繁栄のため、是非真剣に取り組んで頂きたい。また、FTTH事業関連の資格をNPO高度情報通信推進協議会と全日本電気工事業工事組合がタイアップして「情報ネットワーク施工プロフェッショナル（INIP）検定」を実施しているの、積極的に取り組んで欲しい。」と挨拶があった。

次いで、須田事業課長から「埼玉電工組」、「東京電力株光ネットワークカンパニー」、「(社)全関東電気工事協会」、「東京電力株の元請会社の株関電工・日本コムシス株」とが事業参入のために実施した調整会議の内容について説明があり、その後、参入について意見交換を実施した。内容は、「研修者を受入れてくれる元請会社への派遣者の人選」はどのようにするかが最大の関心事であり、小澤理事長を中心に参加者と活発な質疑・応答がなされた。積極的に研修への参加を表明したのは久喜支部、川越支部であったので、3月の初旬に株関電工に川越支部から2名、久喜支部から日本コムシス株に5名が研修に参加した。3月の中旬に研修内容の報告会を開催し、FTTH事業に本格的参入する予定である。



○埼玉県環境安全施設協会

平成16年度中の活動について

当協会における平成16年度中の活動について紹介致します。協会には、総務・広報・企画研修の三つの委員会がありますが委員会別に活動状況をまとめました。

1、総務委員会

- ア 定例理事会の開催及び「埼環協だより」の発行（毎月）
- イ 電子入札制度説明会の開催（5月）
講師：県入札企画室 篠塚室長
- ウ 上田知事に要望書の提出（6月）
- エ 県発注工事（補修・維持管理）に関する説明会（12月）
講師：県土整備部技術管理課
尾城主査

2、広報委員会

- ア 第5回親睦ボーリング大会の開催（7月）
- イ 交通安全フェアに参加（9月）
- ウ 全国道路標識週間啓蒙キャンペーンに参加（10月）
- エ 第14回チャリティゴルフ大会の開催（11月）
チャリティ収益金は、埼玉県交通安全対策協議会に寄付

3、企画研修委員会

- ア 自転車道統一標識（案）作成・提出（6月）
道路環境課からの要請による
- イ 危険物とLPガスの安全対策マニュアル作成（7月）
- ウ 常温ペイント手引式区画線について検討・回答（7月）
県道路環境課からの要請による
- エ 全国道路標識週間の横断幕及びポスタ

ー提出（9月）

オ 道路視察研修に参加（11月）

主なものは以上であります。平成17年度は地域に密着した協会活動を目指して、各委員会活動を積極的に行っていくこととしております。

○埼玉県地質調査業協会

自然災害をテーマに技術講演会開催

平成17年2月22日大宮市民会館小ホールにおきまして、埼玉県地質調査業協会主催、埼玉県後援による、技術講演会を開催しました。

昨年度は、夏の猛暑に始まり、10個もの台風の上陸と水害、秋口には新潟中越地震、また、浅間山の噴火など、多くの自然の猛威にさらされた年でした。

今回の「技術講演会」は、「キーワードは自然災害」と題し、国土交通省から熊谷気象台技術課長伊東謙司先生、日本地質学会理事・新潟大学理学部地質学科教授宮下純夫先生、国土交通省関東地方建設局利根川上流河川事務所副所長坂本和雄先生の3氏にお願いし、「2004年の気象の特異性」、「新潟中越地震の被災状況・特徴と新潟大学調査団の活動」、「利根川の危機管理」の演題で講演されました。

聴講者は延べ170名におよび、皆様の関心の大きさが改めて確認できました。

当協会は、特に、地盤、地質、地下水、土壌汚染、災害など生活の土台となる諸々の事象に対する「ドクター」となるべく、常に研鑽を重ねております。

このような講演会は、市民、行政、各方面の関係者が、共通の認識を所持することが重要と考え、定期的に開催しております。今年度の開催も計画しておりますので参加のほどよろしく願いいたします。

連合会日誌

- 1月19日 (社) 情報通信設備協会埼玉県支部新年賀詞交歓会 (清水園) に関常務理事出席
- 1月21日 埼玉県電気工事工業組合新年懇親会 (清水園) に関常務理事出席
- 1月24日 全国建産連正副会長会議及び理事会・評議員会 (東海大学校友会館) に正副会長等出席
- 1月25日 第16回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会 (埼玉会館) に島村会長出席
- 1月26日 **広報委員会**
建産連ニュース第103号の発行、第104号編集案、平成17年カレンダーの処理経過等について協議
- 1月31日 彩の国みどりの団体合同賀詞交歓会 (ロイヤルパインズホテル) に島村会長出席
- 2月14日 平成16年度彩の国建設産業構造改善推進の集い・彩の国建設ステーション優秀技能者表彰式 (ロイヤルパインズホテル) に島村会長出席
- 2月24日 **講習会**
建設業の適正取引に関する講習会
「独占禁止法の遵守について」
講師：江利口 鮎八郎 氏
「建設業をめぐる最近の話題について」
講師：松本 功弘 氏
於：埼玉建産連研修センター 3階大ホール
(社) 埼玉県建設業協会との共催 受講者総数150人
- 3月16日 全国建産連総務・広報・構造改善対策委員会合同会議 (建設業振興基金) に島村会長出席
- 3月22日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成17年度通常総会の開催日程、平成16年度事業実施計画の実績 (見込含む) 及び平成17年度事業計画 (案)、平成16年度収支決算見込及び平成17年度収支予算 (試算) 等について協議
- 3月23日 全国建産連公共工事適正価格等検討特別委員会WG (建設業振興基金) に関常務理事出席
- 3月28日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会 (プリムローズ有朋) に島村会長出席
平成16年度第2回ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会 (埼玉会館) に関常務理事出席

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を掲載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

- 毎月配本 37,200円 (税込・千共)
(1冊あたり3,100円)
- B5判/約950ページ
一部定価 3,800円 (税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

- 年4回配本 12,000円 (税込・千共)
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ
一部定価 3,400円 (税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価24工種掲載。標準施工単価は69工種を掲載。2005年春号より改修工事が6工種加わりました。

年間購読料

- 年4回配本 15,800円 (税込・千共)
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約810ページ
一部定価 4,600円 (税込)

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成
17年度版

国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/約1,000ページ/定価9,030円(税込)

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

17年7月発刊予定

平成
17年度版

土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1,050ページ/定価9,660円(税込)

平成17年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況、出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

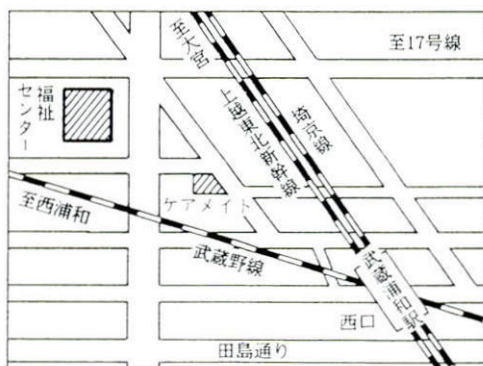
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 島村 治作

(平成17年4月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	"	"	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	"	"	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片淵 重幸	"	"	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本橋機コンサルタンツ協会関東支部埼玉県支部	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第104号

平成17年4月15日発行

発行 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-6-9
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月